

平成20年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

平成20年6月19日（木曜日）

議事日程

平成20年6月19日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	高 砂 朋 子 君
3番	重 川 恭 年 君	4番	山 本 久 江 君
5番	弘 中 正 俊 君	6番	藤 本 和 久 君
7番	河 杉 憲 二 君	8番	松 村 学 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	横 田 和 雄 君
11番	深 田 慎 治 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	大 村 崇 治 君	15番	安 藤 二 郎 君
16番	平 田 豊 民 君	17番	木 村 一 彦 君
18番	三 原 昭 治 君	19番	山 根 祐 二 君
20番	伊 藤 央 君	21番	藤 野 文 彦 君
22番	山 下 和 明 君	23番	田 中 健 次 君
24番	中 司 実 君	25番	山 田 如 仙 君
26番	久 保 玄 爾 君	27番	河 村 龍 夫 君
28番	佐 鹿 博 敏 君	30番	行 重 延 昭 君

欠席議員（1名）

14番 今 津 誠 一 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

副議長（原田 洋介君） おはようございます。議長が所用のため、その間、副議長の私が議事の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、今津議員であります。

会議録署名議員の指名

副議長（原田 洋介君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、横田議員、11番、深田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

副議長（原田 洋介君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は18番、三原議員。

〔18番 三原 昭治君 登壇〕

18番（三原 昭治君） おはようございます。新人クラブの三原昭治です。通告に従

いまして、環境問題に対する取り組みについて質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答、よろしくお願いいたします。

さて、私たちの住んでいる地球ができ上がったのは、46億年前です。青い海と緑の大地、そして大気。生命が誕生し、進化を続けた地球。しかし、私たちの原点ともなる地球を、私たち自身が破壊してきました。その結果が、大きな環境問題の1つとなっている地球温暖化現象です。

地球の表面は、窒素や酸素などの大気で覆われ、その中には温室効果ガスとされる大気も含まれています。地球は、太陽から届けられた熱によって暖められ、夜になると蓄えられた熱が宇宙に放出されて気温が下がります。この際、地球の気温が下がり過ぎないように、熱をほどよく吸収して地表にためているのが温室効果ガスです。これによって、地球の平均気温は15度前後に保たれています。逆に、大気中の温室効果ガスが全くなければ、地球の平均気温はマイナス18度にまで下がり、生き物は地上で暮らすことができません。そのため、温室効果ガスは地球にとって、とても大切な気体なのです。

ところが近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が急上し、暖めた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球が温室バリアーで包まれた状態となり、地表の温度は必要以上に上がってまいりました。このことを地球温暖化現象と言われることは、承知のことだと思います。

この地球温暖化現象によって、海面水位の上昇による領土の水没、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系の影響、森林伐採や異常気象による砂漠化の進行、水不足の発生や食料不足問題など、地球温暖化の進展により、私たちの生活に大きな被害があらわれ始めています。

地球温暖化は目に見えないということから、理解しにくい状況にあるのかもしれませんが、このまま放置しておけば、将来的にはもっと深刻な問題になることは確かなことです。人ごとではなく、将来のある子どもたちや孫たちのためにしっかりと認識し、私たちは一人ひとりが防止対策に取り組まなければなりません。

さて、7月には北海道洞爺湖サミットが開催されます。エネルギーや地球環境問題に関する日本の役割を提言していくことを目的とした、「地球を守る会」がこのほど開催を前に、地球温暖化問題に関する提言をまとめ、福田首相に報告しました。内容は5つの提言で、その大半は国レベルの対策ですが、その中に私たち市民個人にも直接関係する提言がありました。それは、「世界に広げた地球愛」というタイトルでの提言です。その提言によりますと、地球温暖化対策に必要なのは、「人類が、地球が危ないことを共通認識し、地球愛に目覚めることだ」と訴えています。そのためには、「まず日本国内で地球愛確立

の国民運動を起こし、さらにそれを世界に広げる最大限の努力を払うことだ」と、強く提言しています。この提言で、「地球愛確立の国民運動」とありますが、置きかえれば地球愛確立の市民運動こそが、その根幹だと私は確信しています。

さて、1997年に開かれた地球温暖化防止京都会議で、京都議定書が採択され、2005年に発効されました。それによると日本の温室効果ガスの削減目標は、1990年を基準に2012年までに6%削減となっています。しかし、ある調査機関の発表によると、2006年現在で1年間に12億7,400万トンの温室効果ガスが排出されております。これは、削減基準とされる1990年からプラス6.2%となっており、削減どころか増加を見せ、今後、6%の削減目標から12%削減しなければならない状況になっていると、いいます。

また、排出の内容は産業が36%とトップで、次いで運輸、オフィス、そして家庭の15%となっていますが、産業などは多少減少しているとのこと。しかし、一方で家庭は増加傾向にあり、これらを減らしていくことは、今後の重要な課題とされております。

その対策として、我々の日常のライフスタイルをエコライフに切り替えることが最も必要であり、今、強く求められています。

防府市においても、市民のエコライフへの意識の高揚や実践行動を促すため、昨年、家庭生活におけるCO₂の排出量の計算ができ、あわせて家計の光熱費のチェックもできる環境家計簿を作成し、モニター事業として市民に配布されましたが、この環境家計簿の効果・成果はどうだったのか。今後、この家計簿をどのように活用していくのか。また、環境問題対策として、他に市民に向けた新たな施策を考えているのか、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

地球温暖化問題は、さまざまな環境問題がある中で最も重要な課題であることから、本市では日常の家庭生活における省資源・省エネルギーなど、環境に配慮したライフスタイルへの見直しの推進を図るため、環境家計簿を昨年度5,000部作成いたしました。このうち約7割を、環境保全協定締結事業所の環境担当部門を窓口にしたしまして、市内在住の社員に対し、環境家計簿の配布及び掲載内容に関するアンケート、また、下半期の二酸化炭素排出量の集計をお願いしたところでございます。このほかに約500部を窓口並びに出張所で一般市民に配布いたしました。

今回の配布は、家計簿の掲載内容やあり方についてよりよいものに改善するため、忌

憚のない市民の意見を求めるモニター的な要素がございまして、4月末までに約26%（アンケート回答の約92%が事業所）から回答を得たところであります。

環境家計簿についての感想では、「意識が高まり、知識が身についた」、「取り組みのきっかけになった」、「つけてみて二酸化炭素の排出量の多さに驚いた」、「より多くの人を使用すべきだ」など、59%の人が環境家計簿を通じて環境に対する意識が高まったとされ、41%の方々が取り組みを実践することにより、二酸化炭素の排出量が削減されたと回答しておられるところであります。しかし、その一方で「つけても温暖化防止に対する実感がわからない」、「家計簿をつける重要性がわからない」とした、否定的な意見も見られたところであります。

今回寄せられた、「もっと多くの情報を」、「もっとわかりやすく、詳しく」、「より具体的に」という意見を反映させた環境家計簿に改訂し、1人でも多くの市民の皆さんに活用していただけるよう、今後、普及に取り組んでいくことが肝要と考えております。

なお、二酸化炭素排出量については、居住形態、世帯人数や構成などにより異なりますため、現在詳細について精査・検討中でございますが、市民1人当たり自動車保有台数が全国平均より17%高いためか、ガソリン使用に伴う排出量が、やや高い傾向が見られるところであります。

市民に向けた新たな施策として、今年度は小学校5年生を対象とした子ども版環境家計簿を作成し、環境学習を通して、地球や環境のことを考えて行動する子どもの育成に努めるとともに、市民向けに「STOP温暖化・わたしたちにできること」と題した出前講座を開設し、温暖化防止の具体的な取り組みの普及に努めてまいります。

また、新たな取り組みといたしましては、現在、エコドライブステッカーの図案を募集しております。アイドリングストップのことでございますが、家庭から排出される二酸化炭素の約30%を占める自家用自動車からの排出量削減のため、ステッカーを約9万枚配布して、エコドライブの普及を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、スーパー、消費者団体、行政が連携・協働して、二酸化炭素削減とごみ減量を目的に、レジ袋削減のためのマイバック持参運動を促進するなど、エコライフの普及を図ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） 98%の事業所で回答があったということで、59%の人が意識が高まったということで、また41%の方が実践することで削減が認識できた。大変私も何回も読ませていただきまして、なかなかうまくまとめられた環境家計簿だなと思

っておりますが、小学5年生を対象にした子ども版環境家計簿と申しますと、具体的にはどんな内容のものを考えていらっしゃいますか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 基本的には、今の環境家計簿をベースとしてつくるわけですが、いわゆる子どもにはわかりやすい内容のものを、今からちょっと精査しなければならないところがありますけれども、今からそのあたりを話し合いながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） それで、せっかくだつたら、子ども版ということで子どもにも理解しやすい、大人にも理解しやすいといいますが、例えば、先ほど市長さんがマイバック運動ということをおっしゃいましたが、レジ袋、これを1つ作るのにどれぐらいの原油がかかるか。部長さん、御存じでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 大変、申しわけありません。承知しておりません。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） 突然の質問でしたので、申しわけありません。これ実は、ここにいらっしゃる教育長さんも私と一緒に同席だったんですが、右田地区で、ある奉仕団体が環境問題に関するセミナーというのを開きまして、その講師の方が宇部市の方なのですが、環境カウンセラーという方で、クイズを交えたりゲームを交えたりして、いろんな環境の中身をいろいろ紹介していただきました。

さきに言いましたレジ袋につきましては、1枚をつくるのに、これは運輸その他すべてを含めて、1枚で30ミリリットルかかるということをおっしゃっていました。その30ミリリットルを、例えば電気スタンドに置きかえて電気を灯したとき、何時間ぐらい電気がつくでしょうというクイズもありました。質問しても、多分おわかりにならないと思いますが、これ8時間です。8時間使えます。ビール等のアルミ缶がありますね、アルミ缶で例えば2個をリサイクルした場合、20インチのテレビで何時間見られるかというものもありました。それは9時間。私もびっくりいたしました。

もっとびっくりしたことがあるんですけど、先ほど壇上で申しました、地球ができて46億年ということで、地球のこの化石燃料を今のペースで行きますと、46億年かけてつくったものを、今、人類は200年間でなくそうとしているんです。これもまた、このくらいだとピンと来ないと思いますが、これを皆さん60歳になれば定年退職というのがあります。定年退職されたときに退職金がございますが、46億年分の200年間を退

職金に換算したらどうだろうかというクイズもありました。答えは55秒です。40年間働いたものが55秒でなくなってしまうというのがありました。

多分、今、関心を持たれたか持たれないかわかりませんが、私は大いに関心持ちました。しっかり覚えているいろいろなところでレジ袋見ても、こうですよ、これ1つで30ミリリットル使っているんですよとか、そういうものをいろいろ言っております。ぜひ、子どもの興味を引く、大人もこれは興味を引かれるものではないかなと思いますので、例えば、二酸化炭素を何グラム削減したというのは、これは形に見えない。だけど、今言ったようなものというのはすごくわかりやすいと思うんです。そういうものを取り入れて、ぜひやっていただきたいと思っております。

それと、今、出された環境家計簿、大変私、よくできているなと感心をしておりましたが、先ほど市民向けに「STOP地球温暖化」の出前講座、マイバック運動をというのがありました。環境問題の取り組みについて、もっと付加的な方法で楽しみながら、楽しみを持たせて、何かできる方法はないかなというのを考えて、いろいろ調べてみましたが、例えば、全国の何カ所かで節電所事業というのをやってらっしゃるんです。それ、御存じでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） ここにちょっと資料がございますけれども、例で言いますと、山形県の庄内町などが取り組んでいらっしゃる。それから、隣の周南市についても取り組んでいらっしゃるというふうにお聞きしております。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） すり合わせのときに言いましたときに、まだ御存じなかったと思いますが、また調べられたということは、大変素晴らしいことだと思います。

今、言われましたように、隣の周南市が「市民節電所事業」というのを実施しております。簡単に申しますと、5世帯以上のグループと個人世帯でできる仕組みとなっております。これは、電気消費量が最も上がる7月から10月までの夏季を対象に、電気使用量について、電力会社から送られてくる電気使用量のお知らせで、前年と比較し、その前年の比較が6%以上削減できたら事業に応募できるというものです。ただ、応募するだけではありません。この後からが楽しみになってくるわけですが、応募して、その応募された節電内容によって、図書カードのプレゼントや、活動に対しての支援金、また、市内の協賛企業から報賞物品などの寄附を募り、それぞれの削減内容に応じて進呈するというような仕組みで、大変好評を受けていると。私は周南市に電話をしてみました。大変好評を受けていると。たしか17年からスタートされたと思うんですが、まだ日が浅いので、そん

なに数的には多くないが、毎年増えているのは確かですということでありました。

ぜひこういう、レジ袋もそうなんですけど、今、スーパーなんかでマイ袋を持っていくとスタンプをやっています。それによっていろいろな特典が付いて、ポイントがたまれば品物をあげましようとか、中には割引きをしましようとか。奥様、主婦の方に聞きますと大変好評なんです。楽しみにしてマイ袋を持って行ってますよと。こういう楽しみをつけたこういう取り組みを、ただ数字を並べて増えた、減ったというだけ、これは決して悪いとは思いませんけど、そういう楽しみをつけてやるということを考えてみてはいかがでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、議員、御指摘のとおり、書類というか数字ばかりを並べ立てたのでは、取り組み方も単純化してしまっておもしろくないという傾向はあると思います。そのあたり、今後、この問題につきましては、取り組んでまいらなければならない重要な問題でございますので、そういった付加的なものを考えながら、十分な対策、それから子どもに向けての取り組みをやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） ありがとうございます。前向きな取り組みをしていこうということで。ちなみに、周南市の市民節電所事業の19年度の結果というのがここにあります。これは、削減成果を二酸化炭素排出量の部分で、これを杉の木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に置きかえたとき、これはグループの場合が113本に相当すると。個人の場合が114本に相当すると。中でも個人の場合で、節電率が一番多い世帯が31%であったということでした。直接、私、31%の方をお聞きして、連絡してもいいということで連絡させてもらいました。大変、家族で楽しみながらやっているし、いろんな物がもらえるというのが、物がもらえるからといって取り組むのではありませんけれども、やはりそういう付加をつけることによって、こういう対策が前に進むというか、そういう市民が増えるということで、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

ところで、環境省が環境への配慮をさらに重視した取り組みとして「COOL BIZ +」を提案し、呼び掛けていますが、これ、御存じでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） ちょっと、存じておりません。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） これ、打ち合わせのときに言ってなかったもので、すみませ

んでしたね。突然、新聞読んでいましたら、その後に出てきました。

これは何かといいますと、例えば私たちはノーネクタイなど、軽装でのクールビズというのをやっておりますね。それに加えてマイ箸やマイバック持参など環境に配慮した新しい生活習慣を取り入れようというのが「+」なんです。「+」ということなんです。だから、軽装に加えてマイバック運動をやられるということですが、そういうものを取り入れていこうというのが「COOL BIZ +」ということです。

そこで、私、昨年3月の定例議会で「マイ箸運動」を、全市挙げて取り組んではいかがでしょうかということをご提案いたしました。この環境家計簿にも3月でしたか、「割り箸からマイ箸に」と明記され、呼びかけられています。

そこでちょっとお尋ねしたいのですが、環境家計簿にそういうふうに明記されているというのは、大変私は喜んでおります。ただ、市民に向けて、例えば割り箸からマイ箸にしましょう、何々にしましょう、こうしましょうと呼びかけたり、実践行動を求める側として、絶対的な条件があると思うんですよ。それは御存じですよ。

すみません。質問がわかりにくかったかなと思いますが、例えば、食事をするときにお父さんが茶碗を持たんとひじをついて御飯を食べる。たまたま、また食事をするとき子どもが同じことをしている。それに対して、お父さんが子どもに対して、「ひじをつくな」とか、「茶碗を持ちなさい」ということは言えるだろうかということなんです、私が言っているのは、おわかりでしょう。

だから、つまり絶対条件とは、こうしましょうとか、こういうふう実践しましょうとか言う、その行政側がちゃんと実行してやるべきだと。実行もしていないのに、私は市民に呼びかけるのは、いかがかなと思っております。

そこで、さっきの質問、私の今年の質問に戻りますが、まずは行政が率先して範を示すべきではないかという質問に対して、市長さんは何とお答えになったか、もう覚えてはいらっしゃらないとは思いますが、覚えていらっしゃいますか。

副議長（原田 洋介君） 市長。

市長（松浦 正人君） マイ箸運動を提唱された折に、あなたはやっていらっしゃいますかということをお聞きして、私は就任以来、ずっと自分の箸を持ってきておりますということをお答弁したことはよく覚えておりますけれども、大分前のことですから、その程度のことですね。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） それもしっかり覚えております。高々と箸を挙げられたのを覚えております。そのときに言われたのが、最後に市長さんが締めくくりに言われたのが

「しかと重く受けとめている」という言葉を、答弁をされております。そして、先ほどからの環境家計簿の作成においても、また、防府市環境保全率先実行計画の行動プログラムにおいてもマイ箸を織り込むということも答弁され、きちんと実行されております。これは、私は大変ありがたく思っておりますが、さて、市役所の中での、そのマイ箸の実践状況はどうでしょう。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） マイ箸の状況ですけれども、これを庁内で調べたこと、ちょっとございませんので、残念ながらこのあたりを、ちょっともう一度調べ直す必要があるかと思えます。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） 私、意地が悪いから、時々昼食時にずっと回ってみるんですけども、多分、おわかりと思いますけれど、ほとんどの方はまだ。中には皮肉を言われた方がいます。「この割り箸もマイ箸ですよ」と、いうことも言われました。言われれば自分の箸だからマイ箸ということだと。まだ御理解ができてないのかなと思って残念でした。ぜひ、そういう部分をきちんとまず行政から、まずやろうじゃないかと、やっていこうじゃないかと。

ちなみに函館市の例なんですけれど、函館市は昨年11月に試験的に環境を担当する部署でやってみようということで、マイ箸・マイバック運動をスタートしました。そしてこの4月からは出先をはじめ、すべてを含めた、全庁挙げて取り組もうということで、もうスタート切っております。その担当者の言葉ですが、「市職員が全庁的に取り組むことで市民への啓発につなげたい」と。やはり自分たちがまずやって、そして、市民に啓発していこうじゃないかと。やはり、私はこの姿勢が大切ではないかなと思っております。

話はちょっと違いますが、先ほど市長さんはマイ箸を「私は就任以来やっている」と。それは本当に、私はその箸を議場で見させていただきまして、市長さんみずからやっていらっしゃるんだなというので、大変うれしく思っておりました。

ちょっと話が変わりますが、宮崎県の東国原英夫知事、皆さん御存じのように就任以来宮崎県のセールスマンとして大活躍し、多大な貢献もしております。これは元タレントであったということが、その知名度から効を博したものだと思っております。

そこで、例えば防府市内で市会議員の三原と言っても、ほとんどの方は御存じないと思います。身内か友だちか、その程度ぐらいかなと思っておりますが、市長の松浦正人さんと言えば、まず、知らない方はいらっしゃらないほど、私は、防府市においては抜群の知名度があると思います。そこでその知名度を活かして、先ほど市長さんが言われたマイ箸

はお昼のときに使われているマイ箸ですよ。ですよ、市長さん。

市長（松浦 正人君） そうです。

18番（三原 昭治君） ということで、私が言っているのは、もっともっと広げてみて、市民との交流の場とかいろんな場で、市長さんみずからが率先してマイ箸運動に取り組むと。率先して環境に取り組む姿勢を市民に見せるということで、かなり市民の考え方が、私は、変わってくるのではないかと思います。

現に、私もずっと続けておりますが、いろんな会合や飲食を伴う会合においては、必ず聞かれることがあります。「それは何ですか。なぜ自分の、マイ箸なんですか」という問いかけを必ず聞きます。もう既に何人かの方は、「では、私たちもやろう」と実行された方もいます。そうして中には、最もうれしかったのは20歳代の女の子2人が、その話を私が説明しますと「明日からやります」ということで、実践してくれております。大変、私はうれしく思っております。

ぜひ、市長さん、マイ箸をもう1歩前へ出してもらって。特に市長さんは、すごいたくさん職務上いろんな会合、飲食を伴う会合にも出られると思います。また、小中学校の学校給食にも出向いて行っていらっしゃいます。例えばそこで、市長さんが、ポケットから、バックから、そのマイ箸を出して使い出したら子どもたちは何と言うかなと。1度試していただきたいと思います。

ぜひ市長さん、率先して、これは要望とかいうのではなくて、ぜひ実行していただきたいということで、御答弁をいただきたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 市長。

市長（松浦 正人君） さっそく今夜から三原議員をまねて、私も箸を持参して、あらゆる場所に出てまいりたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 18番、三原議員。

18番（三原 昭治君） ぜひ、市長さんを先頭に全庁を挙げて、やはり取り組んでいただきたいということです。

先ほど、子どもの話をしましたが、先般「みみずコンポスト」という質問もありました。ミミズ一つを通じて環境問題に取り組む中で、子どもたちがいろんな発想を持ってくるとい、残飯をエサと言ったりするという発言もありました。そういったように子どもたちの心というのは、よく言われますが「子どもは言うことを聞かないが、まねることはまねる」と。悪いことでも何でも、親のすることはまねる。

ぜひ、今、市長さんが取り組むと言われたことに大変力強く思っておりますので、今後、全庁挙げて取り組みをお願いするということで、最後になりますが、旧三隅町出身の

画家、香月泰男さんがこんな言葉を残していますので、披露して終わります。

「人間の生き方もほどほどにしたいものだ。人間のみの地球ではない」。

以上で、質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、18番、三原議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 次は23番、田中議員

〔23番 田中 健次君 登壇〕

23番（田中 健次君） それでは通告に従って、質問をいたします。

最初の質問は環境行政についてであります。

防府市のホームページを見ますと、6月5日は環境の日、6月は環境月間と紹介をし、CO₂削減/ライトダウンキャンペーンとして、6月21日の夏至の日と洞爺湖サミット初日の7月7日を重点的に、夜間8時から10時の電気を消す取り組みが呼びかけられています。また、6月1日には地球温暖化を考える映画として、「不都合な真実」の上映会が実施され、私も参加いたしました。また、市ではエコドライブステッカー図案の募集が始まるなど、地球温暖化防止の取り組みが少しずつ進んでいるように感じます。

しかし、県内の他都市と比べると取り組みのおくれが気になるのも、また事実であります。今回の一般質問では、環境マネジメントシステムの問題を取り上げたいと思います。環境マネジメントシステムとは、企業などの組織が環境保全の方針に沿って目標・計画を立て、目標に向かって行動し、その結果を評価・点検し、それをもとに見直し、改善する取り組み、「Plan - Do - Check - Act」のPDCAサイクルを毎年繰り返すことで、継続的に組織の経営・運営を環境保全的な方向に高めていく方法です。各企業、団体が環境マネジメントシステムに取り組み、地球温暖化を防止し、持続可能な社会を実現する大きな力となります。

環境マネジメントシステムとしてすぐ思い浮かぶのは、ISO14001です。ISO14001については、県内では山口県の平成13年2月取得をトップに、宇部市は平成13年12月に、下関市は平成15年1月に、岩国市は平成16年1月に、そして周南市は平成19年12月に取得し、隣の山口市では平成19年9月に、ISO14001の認証取得を目指すとの市長のキックオフ宣言がなされ、環境保全課内にISO推進室を設けて取り組みが進められています。こうして見ると、県内の人口10万人以上の市では、防府市だけが環境マネジメントシステムの取得について取り残されているという状況であります。

ISO14001については、コストがかかることのマイナス面も指摘され、簡易な環

境マネジメントシステムとして環境省が策定した「エコアクション21」、京都市が発信している「KES」、銀行系のエコステージ協会が開発した「エコステージ」、環境自治体会議の「LAS-E」などが知られています。

また、山口県の地球温暖化対策地域推進計画では、重点プロジェクトの1つに「事業者によるISO14001及びエコアクション21の認証取得の促進」が掲げられ、プロジェクトの概要として、「事業者や行政におけるISO14001及びエコアクション21の認証取得を推進するため、普及・啓発を行う」。「事業者・行政等からなる「環境ISO倶楽部」の活動を通じて、ISO14001、エコアクション21等の認証取得を支援する」と述べ、数値目標として300事業所という数字が掲げられています。

こうした中で、防府市も県内他市に倣って環境マネジメントシステムの取得を検討すべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、景観行政についてであります。防府市の景観行政について、私のこれまでの一般質問をたどりながら述べさせていただきますが、最初の1999年、平成11年3月の一般質問では、新年度予算に都市景観形成基本計画が計上されていることに触れ、基本計画策定後に景観条例の早期制定が必要であると提言をいたしました。2回目の2000年、平成12年6月議会では、歴史的遺産を活用したまちづくりについて尋ね、まち並み保全のための補助制度を多くの市町村では景観条例による補助制度としていることを述べ、防府市でも景観条例の中でこのような補助制度を検討すべきと提言しました。

防府市は2001年、平成13年2月に都市景観形成基本計画を策定し、2002年、平成14年3月に山口県下5番目の都市景観条例を制定しましたが、その後の具体的な施策展開が見られないように感じられます。2004年、平成16年6月に景観法が公布、1年後の2005年、平成17年6月に全面施行され、条例では限界のあった法的規制の枠組みが用意されました。

3回目の一般質問となります。2006年、平成18年9月議会では、景観法に基づく景観行政を担う景観行政団体に防府市もなって、景観行政を進めていくべきではないかと提言をいたしました。市長は、山口県では、既に中核市に移行した下関市を含め、5市が景観行政団体となっており、遅きに失した感は否めないが、早速、景観行政団体に向けて山口県と協議を行ってまいりたいとの前向きな答弁をされております。

2008年、平成20年4月1日に防府市は山口県下7番目の景観行政団体となりました。しかし、景観行政団体となって今後どうしていくのか、景観法制定前の自主条例である景観条例や景観計画は今後見直しをするのか、屋外広告物の規制をどうするのかなど、明らかにされておりません。景観行政団体として、今後どういう取り組みを進めるのか、

お伺いをします。

また、景観についての広報・啓発などの取り組みは、これらの条例・計画の見直しとは別に進めることができると思いますが、いかがでしょうか。

3番目の質問は、小学校給食の民間委託についてであります。昨年12月議会で、華城、中関小学校の給食民間委託の準備に関する補正予算を削減する教育民生委員会の修正報告が一度は議決されましたが、この3月議会で再度提案され、修正案も出されましたが、賛成多数で原案が可決をされております。

この間の議論の中では、偽装請負との関連で懸念があります。第1に、学校栄養士が給食調理員に直接指示できないため、給食調理の質の低下が懸念されること。第2に、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」では、栄養教諭、学校栄養職員を衛生管理責任者として定めることとしていますが、栄養教諭、学校栄養職員は調理作業中に給食室でのチェックができないため、委託業者の調理員が衛生管理責任者とならざるを得ないことです。

教育委員会は、2学期から華城・中関小学校での給食民間委託実施に向けて、既に募集要項、要求水準書を明らかにし、委託希望業者の募集作業に入っております。この間の議論の中で懸念のある問題についてどうされているのか、心配でもありますし、重要な問題となります。

そこで、給食調理民間委託の要求水準書において、給食調理の質、衛生管理を確保するため、どこに重点を置いたのか。この点についての教育委員会の御見解をお伺いいたします。

4番目の質問は、水道事業についてであります。第1に、「財政収支中長期計画」では、人丸水源地改良後、建設改良費が7億円台で計画をされています。これまでは5億円前後であり、この水準に引き下げるべきではないかということでもあります。

去る5月23日、議員に対して、今後の水道運営についての説明がありましたが、その際に示された「水道事業会計財政収支中長期計画（業務委託推進）」では、平成28年度までの財政計画が示されております。これを見ますと、資本的収支の支出で、建設改良費がこれまでは5億円前後であったものが、人丸水源地改良後、7億円台で計画をされています。

収入では、企業債の額はこれまで2億円から4億円台であったものが5億円台へと必然的に増加をしています。企業債残高を見ると、平成17年から22年までの5年間では約23億円減少させるのに対して、平成23年から28年では約11億円の減少にとどまっております。

さらに、平成23年度からは水道料金の引き上げの改定率まで試算をしてあります。

これまでと同程度の建設費に抑えれば、当然水道料金引き上げの時期は先延ばしにできるし、また、企業債の発行額は減少するので、当然企業債残高をさらに引き下げることにもなります。

「財政収支中長期計画」では、人丸水源地改良後、建設改良費が7億円台で計画されていますが、これまでどおり5億円前後、この水準に引き下げるべきではないかと思えます。この点についての御見解をお伺いいたします。

第2に、この4月から委託した宿日直業務の一部を別会社が行っているのはどうしてか、お伺いいたします。

先ほどの説明会で宿日直業務の委託に関して、念のため第三者への再委託をしていないか尋ねました。それは、4月に示された防府図書館の窓口等委託仕様書では、第三者への再委託を禁止していますし、5月に教育民生委員会で岸和田市の学校給食民間委託を行政視察してきましたが、岸和田市も業務委託契約書で再委託を禁止しているから、当然のこととして水道の業務委託にも再委託の禁止が契約書に盛り込まれていると考えたからです。ところが水道局の回答は、系列会社が一部の業務を行っているが再委託ではないというものでした。

今回の業務委託では、従事者は一定の資格を持つ者とし、専門的な研修が事前に必要だとして、そのための経費を12月議会で補正予算として計上、労働者派遣により2カ月程度の研修を実施したのではなかったのでしょうか。それを、業務の一部とはいえ、市水道局の研修を受けていない別会社の社員に任せるとするのは、どういうことでしょうか。この間の経緯と別会社が行っている業務の内容について、わかりやすい説明をお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、環境行政についての御質問にお答えいたします。

環境マネジメントシステムの取得についての御質問でございますが、本市の環境マネジメントシステムといたしましては、地球温暖化対策推進法に基づき、市みずからが事業者・消費者であるという立場から、行政事務・事業の実施に際し、環境保全に向けた行動をみずから率先して実行することにより、環境負荷を低減することを目的とし、平成12年度に策定した防府市役所環境保全率先実行計画がございます。

この率先実行計画は、環境省が推進している簡易型環境マネジメントシステム「エコアクション21」に準拠した環境マネジメントシステムでありまして、計画を策定のプラン

(P) 実施及び運用のドウ (D) 点検及び是正のチェック (C) 見直しと改善のアクション (A) の、以上、P D C A サイクルに基づき運用され、継続的改善が行われる体制となっておりまして、本庁舎のみならず、水道局やクリーンセンターを含めた、すべての出先機関も対象とした計画でございます。

この計画により、紙類など分別の徹底と再資源化、燃料油やガス類の削減、用紙類の削減並びにノーマイカーデーの実施など、省資源・省エネルギーが図られ、二酸化炭素の排出抑制に一定の成果が得られているところであります。

一方で消防署、火葬場、図書館など施設更新による業務用床面積の増加に伴う空調・照明設備の増加等により、電気使用量が増加しているのが現状でございます。

現在の率先実行計画は、オフィスの省資源・省エネルギーに主眼を置いた計画でありまして、公共事業やイベントの実施などは含まれておりません。

議員御指摘のとおり I S O 1 4 0 0 1 シリーズの取得に関しましては、資料作成等が煩雑であること、また登録申請、更新審査に多大な労力と費用を要することなどにより、仙台市、尼崎市などの取得自治体においても更新審査をされず、登録を返上または独自の環境マネジメントシステムに取り組むなどの事例が多々あることなどからしまして、本市といたしましては、費用対効果の観点から I S O 取得は慎重に検討すべきであると考えますので、まず、環境省の「エコアクション 2 1」や京都市の「K E S」など、簡易型環境マネジメントシステムの研究を進め、現在の率先実行計画の取り組み項目や計画の点検、評価、公表体制の見直しを行い、より効率的で効果的な計画となるよう、改善してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、環境対策は待ったなしとっておりますので、スピード感を持ってすべてのことに対応するよう強く指示してまいります。

次に、景観行政についての御質問にお答えいたします。

景観行政団体としての今後の取り組みについてのお尋ねでございますが、本市は防府らしさを守り、つくり、活かすとともに、よりよい景観形成を目指して、平成 1 4 年 1 0 月に自主条例である防府市都市景観条例を施行し、都市景観の形成に取り組んでまいりましたが、先般、議員の皆様方にも御報告させていただきましたとおり、本年 4 月 1 日に景観法に基づき、景観行政団体となりました。

これを機に、今後なお一層よりよい景観形成の保全・育成の取り組みを推進してまいりたいと考えております。また、景観法に基づく景観計画の策定に向けた体制づくりを行い、今後、3年をめどに景観計画の策定作業を進めてまいります。

次に、景観についての広報・啓発などの取り組みについてでございますが、景観には自

然的な景観と人工的な景観がございますが、特に人工的な景観を形成する建築物やまち並みなどは、公的なものと私的なものが混在しております。このことから、市民や事業者の皆様方にも、景観の大切さなどについて行政と一緒に考えていただき、さらには取り組んでいただくことが必要となってまいります。そのため、市のホームページや市広報はもちろんのこと、あらゆる機会を活用して、市民や事業者の皆様方に啓発してまいり所存でございます。

残余の御質問につきましては、水道事業管理者、教育次長より答弁いたします。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 最初に環境についてでありますけれども、防府市も環境マネジメントシステムに今後取り組むというような、市長のそういう決意表明というような答弁であったらと思います。そのことは評価をするんですけれども、やはり、壇上でも申し上げましたけれども、県内の10万人以上の市、防府市を除く市が、山口市はまだですけれども、ほかの市が既にISO14001を取得していると。山口市もその方向であるということの中で、防府市もこれを目指すべきではないかということを改めて申し上げたいと思います。

費用対効果ということを言われましたけれども、費用対効果という言葉は落とし穴がありまして、費用というのは、明確にこれは予算という形であられるかもしれませんが、効果をどういう尺度で測るのかということについては、これはどこを効果と見るのかによって違ってくると思います。行政内部の環境負荷低減ということに見れば、それは効果は少ないというふうになるかもしれません。しかし、そういうふうに防府市が例えば環境マネジメントシステムを構築したと、その中でそれを地域の事業所にも広げていくということになれば、市がこういった環境マネジメントシステムを取得しているということは、これは大きな宣伝効果があるわけです。

あるいは地域力のレベルといいますか、防府という地域が、そういった防府市が環境マネジメントシステムを取得しているということは、地域力という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういうものを高めるという意味もまたあると思います。そういう意味で、費用対効果というときの効果をどういうふうに考えるのか。これは、それによって費用は安いとも言えるし、高いとも言えると。この点をぜひお考えいただいて、近視眼的な見方ではなくて、視野の広い考え方に立って取り組んでいただきたいということを要望として述べたいと思います。

それから、ISO14001を、これは取得をするときには第三者の審査があるんですが、その後、自己適合宣言という形でしている自治体が最近増えております。その先駆け

となったのが長野県の飯田市だというふうに言われておりますが、平成15年の1月。今、約44団体ぐらいがそういうふうな形でしておるといふふうに聞きますが、これは確かに事務作業量の多さということがあるようですが、同時にある程度の環境負荷低減が実現できる、認証を返上してもそういうことが維持できるという、行政内部のそういう蓄積というものか、そういうものができたからというふうにむしろ見られております。そういう意味で、ISO離れというよりも、ISO14001以上の仕組みに進化をしてきていると、こういうことが言われておりますので、ぜひこういった点も御配慮いただきたいと思えます。

それで、県内の自治体では、下関市がISOを既に取得をしているということでありましたけれども、下関市は、「エコアクション21自治体イニシアティブプログラム」というのを19年度から始めております。これは、エコアクション21の中央事務局というのがあるんですが、その費用負担で、参加する市町村に専門家を派遣し、参加する事業者にも各種のアドバイス、環境負荷の把握方法、目標設定の方法、活動計画の策定方法、具体的な環境負荷削減の取り組み方法、こういうものを行って、参加事業者は一斉にエコアクション21に具体的に取り組み、半年後には環境活動レポートを作成し、審査人による審査を経て認証登録に至ると、こういうような形で地域の活動を進めていくという、こういった進んだ取り組みも、下関などでは進められております。

そういう意味で、ぜひ、今後前向きに検討されるという趣旨の御回答でしたので、取り組みを進めていただきたいということをお願いして、この分の質問については終わります。

次の景観についての質問に入らせていただきたいと思えます。景観についてですが、6月は環境月間というふうに言いましたけど、6月1日は景観法ができた日ということで、景観の日ということでもあるようではありますが、そういった中で、一つの広報とか啓発とか、そういうものが大事だろうと思うんですが、そういった広報とか啓発ということを、より具体的にするという形の中のもので、これまでの質問の中でも、したらどうかということで意見を申し上げている、景観賞をつくると。景観に配慮した建物について景観賞を出す。あるいは景観に配慮した広告、そういうものに景観賞を出す。そういう形で、プレートのようなものをつくって、それを審査をして毎年発表すると、こういう取り組みが進められているところがありますが、こういうことについてはいかがでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） すぐれた景観をたたえる賞について、景観賞というものについての考え方はどうであるかということの御質問でございますが、本市には歴史的文化的な建築物やまち並みだけでなく、佐波川に代表される心地よい風景も数多く存

在しております。

こうした防府ならではの美しい景観に配慮され、都市景観の形成に特に貢献された建築物などに対しまして、いわゆるふるさと防府ならではの賞を設ける表彰制度は極めて意義深いものと考えておりますので、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） ぜひ、こういった問題に具体的に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、前回の質問のときに市長が前向きな答弁をされて、それを実行に移されるような形で、この4月から景観行政団体になりました。ただ、時期的な若干のずれの問題があったのかわかりませんが、平成20年度の予算では、景観行政団体になって具体的に取組むための予算がほとんど計上されていないのではないかという気がいたします。そういうことで、ぜひ9月、12月の補正予算の中で具体的な若干の、講演会をするとか、講座をするとか、ワークショップをするとか、そういった、市民にもいろいろと景観ということを理解していただかないと難しい面もありますので、こういったことについて、今後、前向きに取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから、あわせて1つほど、提言ということで、この場でさせていただきますが。まちの駅に関して、この前の議員に対する説明会の中で、まちの駅の建物について、かわらの屋根にするとか、いろんなことが少し言われておりました。その場で、私、以前の住宅マスタープランのフォーラムがシンポジウムでという中で、防府の建物については特徴があると。そういったものを活かしてほしいということを行いましたけれども、そのとき、手元に資料がありませんでしたが、平成11年3月27日に、「防府市住宅マスタープラン推進事業まちづくりフォーラム、門前町の再生を考える」というパネルディスカッションがあって、その報告書が、会議録のような形のものができております。

その中で、山口大学工学部の感性デザイン工学科という、そこの講師の先生が防府のまちについて言っております。「防府というのは萩と比べても全く遜色のない歴史を持つ非常に歴史の深い町なわけです」。それから、「防府の素晴らしさっていうのをまあ幾つか、感じております」ということを言われております。それで、かわらの屋根が非常に美しいということ言われております。

それから、少し専門的なところを言わせていただければ、持ち送りという形で、2階の軒を支える三角形の板みたいなものが前のほうについている。これは萩にはないと、防府の地域の特徴ではないかということ言われております。それから、格子戸の形について

も、萩のほうは切り子格子と言うんですが、防府のほうはそれとは違った形で、千本格子という形です。そういう中で、防府は萩と違った、そういった古いまち並みがあるんだということを、宮市のあたりを言われております。

防府のまちの駅をつくるわけですから、ぜひ防府の建築物の特徴を持った、せっかくつくるわけですから。このことが、今後の景観行政を進める、その一帯の景観あるいは修景をするということに、また大きな意味があるのではないかということで、この点を提言させていただきたいと思います。

次にお願いします。

副議長（原田 洋介君） 次は水道事業について。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 水道事業の御質問についてお答えを申し上げます。

はじめに、建設改良費についての御質問でございますが。建設投資をするよりも料金値上げを抑制すべきであると、議員からの御指摘は、私もかねてから何度も申し上げておりますように、独占企業であります水道事業、その経営のほとんどすべてを市民の皆さんからの料金にゆだねております。その環境は、最大の経営努力をして、そして水道料金を可能な限り据え置くことが経営者として基本的な責務であるというふうに、深く認識をいたしております。

さて、本市水道におきましては、給水開始以来55年以上が経過をいたしてございまして、老朽化いたしてあります水道施設の更新に加え、近年各地で地震災害を含めた自然災害が多発しております。これに伴います水道施設の耐震化を含めた、総合的な災害対策事業等、今後数多くの施設改良事業を実施していかなければなりません。

本市の現在の老朽化につきましては、県内各市に比べて良好な状態ではございますが、最近第1期の拡張期のピーク時が訪れておるといような状況でございまして、老朽化率に対して更新化率が追いついていかないという状況になっております。水道局内にそのために水道施設の老朽化あるいは耐震化対策の専門部会を設置いたしまして、鋭意検討いたしておるところでございます。

また、地域水道の目指すべき将来像といたしまして、その実現方策等を示した地域水道ビジョンにおきましても、基幹施設についてはおおむね10年以内の早い時期に耐震化率100%達成を目指すと言われておりますので、老朽化、耐震化に対応していくためには、これまでの約5億円程度の建設改良費に約2億円の上積みが必要であるというふうに試算をいたしてあります。

確実に到来する老朽化及び予想される災害に対しては、積極的に前もってこれらに対す

る方策を講じることは水道事業の重要な責務であると考えておりまして、水道料金の値上げによる安易な資金の捻出に頼ることなく、行財政改革を協力を推進し、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、この改良事業を継続することによりまして、県内でも屈指の安心・安全・安定給水を保てる盤石な水道事業体を構築できると確信をいたしておるところでございます。

次に、当直業務委託の質問についてお答えを申し上げます。

本年4月より、当直時における水道施設運転管理業務を外部委託いたしております。はじめに、その委託業務の実施状況について御報告をさせていただきますと、受託者のスキルは非常に高く、料金収納、開閉栓等の各種の業務、受付業務関係、また、公道の漏水、施設故障等のトラブルにおけます初期対応につきましても、適切に対応されておられまして、委託開始から3カ月目を迎えておりますが、市民の皆様からは苦情は1件もございません。まず、この点を御報告させていただきたいというふうに思っております。

議員の御質問は、別会社が当直業務の一部を行っているとの御指摘でございますが、受託業者はグループ企業でございます防府市の水道管路状況について精通した専門業者でございます。そこに業務の一部である現場対応業務を再委託いたしておるところであります。

この専門業者は洗管、それから漏水調査を中心とする水道維持管理業務について実績を持っておりまして、また、同社の多くの職員は、市内水道管路の状況に非常に高いレベルで精通をいたしておるところであります。

特に公道漏水等におきましては、現場の安全確保、住民対応等の緊急的措置については、水道管路状況に精通した職員を待機・配置させておりまして、従来と全く変わらない対応が可能となっております。

水道は給食等のいわゆる調理の一連の流れの中で処理をする、そういった委託とは若干違いまして、さまざまな業務がございます。業務内容も従事する場所も明確に分かれております。また、業務によっては実績のある専門業者に再委託したほうが、より市民サービスの向上につながりまして、また、契約面におきましても、契約内容自由の原則に基づきまして、再委託を禁止した条項は盛り込んでおりません。このグループ2社による委託業務履行体制につきましても、全く問題ないというふうに考えております。

今後も安全で良質な水道水を安定的に供給するため、また、災害に強く環境にやさしい水道を目指して、経営改革を継続していきたいと考えております。御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番(田中 健次君) 耐震度問題、災害に強いということ、それからさまざまな老朽管を替えていかななくちゃいけないということは理解できるわけです。それで、特に大きな地震の後ですから、耐震が重要と言われれば、それはそのとおりだろうと思うんですけども、これまでの12月議会あるいはその前の9月議会の行革の場合、それから12月議会、これまで水道の業務委託に関連して言われていたことは、企業債残高が幾らだとか、財政がどうか、それから、自己資本比率がどうなるとか、そういう形で水道料金にはね返るのがということを含んに言われていたわけです。

しかしそれが、急のように私には感じられたんですけども、建設費をむしろ増やすという形で、人丸の工事が終わった後、水源地の改修後、そういうことをするということが非常にわかりにくいということで、お聞きしているわけです。

それで耐震については、確かに平成20年度、20年の2月21日に議案の説明という形で、平成20年度の水道事業の予算説明参考資料、これを見ますと、重点項目の中で、経年施設の中から選定した水道施設の耐震診断を行い、水道施設全般の耐震化についての基本方針を策定するというのが、20年度の重点施策で、事業費が525万円というふうになっております。

これを見ると、まだ耐震についての基本方針ができていないわけですね。それをやらなくちゃいけないということですが。基本方針ができていなくて、耐震診断ができていなくて、そういう段階で事業費というものをこういう形で粗めっそうというんですか、そういうふうに挙げるといことがどうなのか、市の一般会計の庁舎だとか学校の耐震については非常に厳しいシビアなことをされているのに対して、この辺はどうかというふうに思います。

ぜひ、これは耐震の方針、計画、耐震診断、水道のこういうものについてできた段階で、きちっと資料を議会のほうに示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長(原田 洋介君) 水道事業管理者。

水道事業管理者(中村 隆君) まず、資料はお示しを申し上げたいというふうに思っております。そこで、ちょっと前段、いろいろ疑問を申されましたので、多少御説明を申し上げたいというふうに思っております。

耐震あるいは老朽化の問題についても、私がかねがねこれを問題点というふうに実は考えておりました。昨年11月に水道局の全職員を一堂に集めまして、約1時間にわたって、私がこれからの水道事業経営について説明をしたわけですが、その折りにもそういった課題がありますよと、それに着実に実行していかなければならないということになります。

ただ、その段階では実は行政改革ということをごさいます、その副産物でございます、結果として副産物になったわけでございますが、改革プランを元にした、財政再建計画を提出いたしました結果、いわゆる高金利の起債の借りがえが実現をいたしております。これは金額から申しますと、3億5,000万円から6,000万円程度のものでございますが、年間収入が20億円というふうな、水道事業体ではかなりのこれは大きなメリットでございます。そういったものを、これからの安全・安心のために、起こってから職員が対応するよりは、むしろ起こらないような積極的な対応をしたいというふうに考えたわけであります。

それから基本方針の中で、いわゆる検討結果を待たずに金額面だけを挙げておりますのは、いわゆる収支見通しそのものは事前にこれを把握する必要が経営上あるわけございまして、いわゆる老朽化率に追いつくがためには、今までの建設改良費の実績金額からすれば、約2億円相当をそれに投入すれば、それに対応できるというものでございまして、最終的に検討結果が出てまいりましたらば、あるいは耐震化等々については全般的にというふうな方向が出るのか、あるいは重要部分という方向が出るのか、そういった問題もございまして、恐らく、最大限、それも含めて2億円というふうに考えておりますから、その分が若干でも少なくなれば、いわゆる料金の据え置きに振り向けてみたいというふうに思っております。

若干違う面を申し上げましたが、御理解賜りますように、お願いをいたします。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 5億円台を7億円台にする話は少し先の話ですから、またそういうものが出た時点で厳しく見ていきたいと思っております。

それで、後段の別会社、系列会社と言われるわけですが、これはフジ地中情報というヴェオリアの関連会社というふうにお聞きしましたけども、作業するときにはヴェオリアの制服を着て作業をされているのでしょうか。それともフジ地中情報の制服を着て作業されているのでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 自社の制服でございます。（後刻訂正あり）

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） フジ地中情報の制服を着て作業をしていると、こういうことでよろしいわけですね。

それでさっき、水道管理者が再委託ということを言われましたけれども、前に聞いたときには、議員に対する説明会のときには、これは再委託ではなくて、系列会社がしている

ので再委託ではありませんという説明が、そのときはされましたけれども、先ほどから管理者は2度ほど再委託という言い方をしましたけれども、ということで、これは再委託、業務委託した分の一部を別の会社にもう一度一部を業務委託したと、こういうふうに前の説明を訂正されるということによろしいのでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 勉強会の折にその話が出たことは明確に覚えておりますし、その折には、いわゆるグループ企業でありますので、再委託としては若干違う部分があるんじゃないかなというふうに考えておりました。ただ、法人格としては明確に違いますので、再委託というふうな表現で説明させていただいたわけでございます。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） この分の仕様書だとかそういうものに再委託を禁止することは確かにありません。ありませんけれども、これまでの経緯でいくと、再委託をされるというふうには普通は考えられんわけですよ。6名のそういった人を労働者派遣で2カ月ぐらい研修をします。しかし、実際に仕事をするのは、その人たちがすべてするのではなくて一部を再委託すると。こういうようなことがあれば、こういうことは質問される前に、今後はきちっと議会のほうに報告をすべきだろうと思いますので、この点について、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がありませんので、最後の給食の質問について答弁をお願いします。

副議長（原田 洋介君） よろしいですか。小学校給食の民間委託について……。水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 若干説明が間違っておりましたので、訂正させていただきたいと思います。

再委託業者は受託業者の制服を着て勤務をいたしております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 再委託業者が受託業者の制服を着るというのは、何か非常におかしな話ですよ。本来は自社の制服を着るということで、その辺、再委託でないと思っていたということですから、そういう間違いがあったと思いますけれども、今後はその辺やはり受託をすれば受託した業者が当然、受託したわけですから責任を持って自社の制服を着るとというのが、正しい本来の姿だろうと思いますので、今後はそういう対応をしていただきたいというふうにお願ひをしておきたいと思います。

それでは、次の答弁をお願いします。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） それでは、給食調理民間委託の要求水準書において、給食調理の質、衛生管理を確保するため、どこに重点を置いたのかとの質問についてお答えいたします。

小学校給食調理等の一部業務委託につきましては、安全・安心な学校給食の推進、食に関する指導の計画的な推進、家庭との連携や啓発による望ましい食習慣の確立、地場産品を活用した給食献立の作成と実施、給食試食会の開催等を基本コンセプトとして定め、実施することとしております。

小学校給食調理等の一部業務を委託する民間事業者の決定に当たりましては、安全性を確保するため、業者からの提案書とプレゼンテーションを審査し、一定水準以上の事業者を選定し、その後入札を行う公募型指名競争入札（提案型）により行います。

教育委員会として要求水準書の中で重点を置きました第1点目は、業務実施体制が挙げられます。事業者の業務責任者については管理栄養士の資格を有し、大量調理施設で3年以上の実務経験のある者、業務副責任者については管理栄養士または栄養士の資格を有し、2年以上の実務経験のある者、調理業務従事者につきましても、1名は管理栄養士か栄養士、または調理師のいずれかの資格を有する者とし、それぞれを正規社員といたしました。このことにより調理等の作業が確実に行われることと考えております。

第2点目は、衛生管理の水準を高く設定している点でございます。文部科学省が定めた「学校給食衛生管理の基準」の遵守を義務づけます。具体的には、業者選定に当たり業者選定審査シートを作成し、審査基準の大項目を学校給食に対する基本的な考え方、安全衛生管理、業務遂行能力の3項目に区分し、さらに項目ごとに合計で17の小項目を設け、審査いたします。各小項目に評価点数を設定し、「水準を大いに上回っている」、「水準を上回っている」、「水準を満たしている」、「水準を満たしていない」、「水準を全く満たしていない」の5段階に区分し、評価いたします。業者が要求水準書どおりにできる場合を、5段階評価の中央である「水準を満たしている」と設定いたしました。

各項目の合計点数が「水準を満たしている」業者の場合、国の基準どおりの業務が履行できる業者ということになりますが、市の業者選定における選定基準は、これより高めに設定することとしております。

また、安全・安心な給食の提供に欠かせない、安全衛生管理及び業務遂行能力の一部につきましては特に重要と考え、評価点数を高くするなど、防府市独自の工夫により優秀な業者選定を行います。

これにより選定された業者は、必然的に文部科学省が定めた「学校給食衛生管理の基

準」以上の衛生管理ができる優良な業者となり、この業者が入札参加者となりますので、安全・安心な学校給食が推進できるものと考えております。

以上でございます

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 今の任期の4年間の間には、中学校給食のセンターができた、あるいは小学校の給食の民間委託の問題が提起されたりということで、昨日調べてみましたら、今回を含めて、これまで15回あった一般質問のチャンスのうち、8回で学校給食の質問をしております。また、ここ6回連続で給食の質問をするということで、結果としてこうなったんですけども、教育委員会には非常に苦勞をかけたことだろうと思えます。

私の基本的立場は、民間委託については反対するというところであります。しかし、3月議会で華城小学校、中関小学校の民間委託についての予算が可決をされると。既に具体的な作業に入っているという中で、最大限よりよいものに給食をしたいということで質問をするわけです。

それで1つは、先ほど水道のほうでちょっと出ました再委託ということを、この仕様書の中では明確に言葉として禁止をしていませんが、これは、岸和田の給食ではそういったことが契約書の中に書いてありました。せっかく選定をしたいいいものが別の業者に再委託をされるということであれば、この辺は質の問題が懸念されるわけですがけれども、この辺についてはどうなのか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

それから2つ目は、仕様書を読みますと、調理業務の実施体制の中で業務責任者が1名おって、それから業務副責任者が1名いるわけですね。そのほかに、食品衛生責任者という形で、「食品衛生責任者は、業務責任者、業務副責任者または調理従事責任者（正規職員）が兼ねるものとする」という形で、「関係法令に基づき食品の安全管理に留意するとともに、給食の調理、配缶、洗浄、消毒等が衛生的に行われるよう調理従事者の衛生教育に努める」という形であるわけですが、この調理衛生責任者が調理の衛生管理の責任者という形になるのかどうか。なるとすれば、業務責任者には栄養管理士の資格が必要だというふうにしているわけですね。副の方には、栄養管理士または栄養士の資格を有すると。

しかし、そのほかの方がなれば、正社員であってもそういう資格がないということであれば、ちょっとその辺、疑問が生じるので、いわゆる管理栄養士の方が衛生管理の全体を統括する責任者であるのかどうか。この点について、きちっとお示し願いたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず1点目の、再委託の制限が記載されていないがとのことでございますけど、予定している契約書につきましては、再委託の禁止を規定することとしております。御指摘のとおり、募集要項には記載しておりませんでしたので、参加希望者に既に再委託の禁止について伝えているところでございます。

それから2点目の件でございますが、御指摘のとおり、食品衛生責任者につきましては、調理従事責任者も兼ねることができるというふうに規定しております。しかしながら、先ほど御答弁いたしましたとおり、業務責任者の配置も規定しております。業務責任者でございますが、管理栄養士の資格を有し、大量調理施設で3年以上の実務経験のある正社員としております。そして、その業務につきましては、給食調理にかかる業務管理、衛生管理、設備管理等に関する総合的な管理及び従事業務者の指揮監督、並びに学校との連絡調整を行うというふうに規定しております。

したがって、先ほどの食品衛生責任者につきましても、業務責任者の指揮監督を受けますので、食品の安全管理につきましても問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） わかりました。今後の給食がどういう形で実施されるのか、その辺を今後も注視をしながら見守りたいと思います。

1つほど言わせていただきたいんですが、学校保健法等の一部を改正する法律というのが、ことしの2月29日に国会に提出をされて、6月11日に成立し、昨日交付をされました。それで、来年の4月1月から施行されます。これによりまして、これまでは文部科学省が基準をつくっても、それをきちっと守るといようなことについて、法律的に明文化されておりました。

努力義務ですけれども、こういうことが今度の法改正で明文化されましたので、それだけ国のほうも衛生管理ということについては非常に大事だというふうに考えているということですので、この辺の法改正に注視をしながら、防府市の実施体制というのが、問題がないということであるように、ちょっとその辺、今後もぜひ研究をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、23番、田中議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 次は4番、山本議員。

〔4番 山本 久江君 登壇〕

4番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。それでは通告の順に従い

まして、一般質問を行います。執行部におかれましては、誠意ある御回答をどうぞよろしくお願いをいたします。

まず最初に、国民健康保険制度について、とりわけ特定健康診査・特定保健指導の実施についてお尋ねをいたします。

御承知のように、今年度から各医療保険に、40歳から74歳の加入者に対する特定健康診査、いわゆるメタボ健診の実施と、生活習慣病の予防に向けた特定保健指導が義務づけられました。防府市の国民健康保険におきましても、既に対象者に受診券が送付されております。6月2日から11月29日までを実施期間として特定健康診査が始まっております。

これまで自治体は老人保健法に基づきまして、40歳以上の住民への健診、基本健康診査を行ってまいりました。今回これが廃止をされまして、メタボリックシンドロームの予防・改善を新たな目標に加えた健診を実施をし、受診者は負担金を払って健診を受けることとなります。また、国は各医療保険に特定健診の実施率、それから、特定保健指導の実施率、また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率の、この3つの目標値を示しまして、これを達成することを要求いたしております。

すなわち、特定健康診査等基本指針では、第1期の2012年度までに、特定健康診査の実施率を65%、特定保健指導の実施率を45%、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍の10%の減少を達成することを目標といたしております。防府市もこの計画に沿いまして、この基準に基づいて設定がされております。

質問の第1は、従来の基本健康診査の受診率、資料によりますと、2006年度では25.7%だそうですが、この受診率から考えますと、かなり高い目標となっております。これを進めていく上での推進体制と具体的な取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

また、国はこれらの達成率が低いとされた医療保険には、後期高齢者医療制度に対する支援金の負担を上積みするというペナルティが課せられると伝えられておりますが、その内容についてもお伺いをいたします。

質問の2点目は、特定保健指導についてでございますが、健診で内臓脂肪の蓄積を指摘された人は、追加リスクの判定の後に、特定保健指導のレベルが決められまして、指導が行われます。県内のほとんどの市で、この特定保健指導は無料で行われております。防府市では有料となっておりますが、市民が保健指導をより受けやすくするために、自己負担をなくしていただきたいと思いますが、どのようにお考えか、お答えをお願いいたします。

3点目の質問でございますが、被用者保険の40歳から74歳までの扶養家族の場合、保険者が委託する健診機関では受けにくい場合が想定されます。こうした場合、国保など

に委託されることもあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

最初の質問の最後になりますが、膨大な健診データの集積・管理についてお尋ねいたします。

厚生労働省は昨年7月に示しました特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引、この手引で健診、保健指導機関間の自由で公正な競争、あるいはまた、民間の事業者も含めた多様な機関へのアウトソーシングという方向を打ち出してまいりました。市として個人の健康情報の保護という点から、十分な対応が必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

次に、大きな2点目の質問でございますけれども、学校図書館の充実についてお尋ねいたします。今日、子どもたちの読書環境につきましては、多くの市民がその整備・充実を求めております。とりわけ学校図書館につきましては、その充実を求める質問がこの議会でも繰り返し行われてまいりました。それは、子どもたちがみずから進んで読書できる環境を整えていくことは、子ども一人ひとりが生きる力をはぐくむ土台ともなり得るものだからでございます。

まず、質問でございますが、学校図書館への人の配置の問題についてでございます。学校図書館法の改正によりまして、12学級以上の小・中学校には司書教諭が配置されました。11学級以下はどうかといいますと、学校図書館担当者を教職員組織の中に一部位置づけられております。しかし、いずれも専任ではなく、一般教諭の兼務となっております。

また、国の緊急地域雇用創出特別基金が、御承知のように2004年度で廃止されたために、司書教諭補助員も、防府市では2004年度に打ち切りとなりました。司書教諭も、週担当授業時間数の軽減措置が限られておりまして、これからますます重要となる学校図書館の役割を考えましたときに、今後、思い切った充実策が求められるのではないのでしょうか。

司書や司書教諭の配置、またその専任化につきまして、市はどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

次に、学校図書館資料の充実について、お伺いいたします。

国は学校規模に応じて整備すべき蔵書の目標数として図書標準を定めておりますけれども、その学校図書館図書標準に照らしまして、市内の小中学校の蔵書冊数は7割から8割と、まだまだ十分だとは言えません。文部科学省はこのほど新学校図書館図書整備5カ年計画を策定いたしまして、総額1,000億円、年に直しますと200億円程度になりますが、これの地方財政措置を行おうとしております。

図書標準を目標に、計画的な整備が必要だと思いますけれども、市として今後、どの

ように整備を進めていかれるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

質問の最後になりますが、サイクリングターミナルの改修につきまして、お尋ねしたいと思えます。

防府市サイクリングターミナルは、サイクリングターミナルとしては県内唯一のもので、昭和56年に設置されて以来、青少年及び企業等の研修、あるいはまた学校や社会教育、体育のレクリエーション活動などにも利用されてまいりました。また、防府の観光コースをめぐる1つの拠点施設としても利用されて、喜ばれてまいりました。御承知のように資源環境が抜群でありまして、安い宿泊料金と温かいもてなしでリピーターも多く、関係者の御努力で、昨年度は過去最高の利用収入となったと聞いております。

しかし、せっかくの宿泊施設でありながら、利用者からは老朽化による外壁の汚れや、また、一部腐食した部分もありまして、苦情が聞かれます。安全面から言いましても、早急な対応が求められているのではないのでしょうか。また、部屋はそれぞれには冷暖房装置がなく、部屋や浴室、準備室も時代にあった改善が必要だと思えます。

市として、安全で快適な施設を維持していくために、今後、どのように取り組まれていくのか、積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

以上3点にわたりまして、壇上から質問をさせていただきました。積極的な御回答、よろしく願い申し上げます。

副議長（原田 洋介君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩とさせていただきます。

午前11時47分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中は、どうも御無礼いたしました。これからの議事の進行を引き続きさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

4番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは国民健康保険制度についての御質問にお答えいたします。

特定健康診査・特定保健指導の実施についてのお尋ねでございますが、この制度は国民だれしもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資するために、

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者に、平成20年度より40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を行い、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導の実施が義務づけられたものでございます。

本市も、国民健康保険の保険者として、本年6月2日から特定健康診査を実施しており、その結果を山口県国民健康保険団体連合会で判定したのち、該当者に特定保健指導を実施いたしてまいります。

まず、議員お尋ねの推進体制、具体的取り組み及び後期高齢者医療制度への支援金へのペナルティについてでございますが、平成19年3月に、国から「特定健康診査等基本方針」が出され、本市においても庁内の関係課及び地元医師会等関係機関と協議を重ね、「特定健康診査等実施計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、主管課を保険年金課、健診実施機関を防府医師会、保健指導実施機関を健康増進課及び防府医師会とした推進体制を定め、本年5月に受診券を発送し、翌6月2日から特定健康診査の実施に至ったところでございます。

周知につきましては、今後、テレビ、ラジオ、新聞、出前講座、市広報、こくほだより等により、多くの被保険者へ受診を呼びかけ、受診率の向上に努めてまいり所存でございます。

また、特定健康診査等の達成状況により、後期高齢者医療制度への支援金のペナルティについてのお尋ねでございますが、平成25年度分の後期高齢者医療制度への支援金がプラスマイナス10%の範囲内で加算、減算等の調整が行われることになっております。

この内容といたしましては、平成24年度の特定健康診査の実績データと、国民健康保険の保険者の目標である平成24年度の特定健康診査の実施率65%、特定保健指導の実施率45%、平成20年度と比べたメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率10%以上の達成状況を勘案して行われるわけでございます。

次に、特定健康診査の結果に基づき実施されます特定保健指導の自己負担金についてでございますが、生活習慣の改善のための目標を設定し、実行に移せるようなきっかけづくりを行う「動機付け支援」につきましては500円、その目標を続けられるよう継続して行う「積極的支援」につきましては1,000円でございます。

今年度の特定保健指導につきましては、2つの医療機関と市の保健センターにおいて実施することになっておりますが、これらの自己負担金は特定保健指導の際の実費徴収ということで御理解を賜りたいと考えております。

次に、被用者保険の被扶養者の特定健康診査の国民健康保険への委託についてござ

いますが、被用者保険の被扶養者の特定健康診査につきましては、被用者保険の代表保険者が山口県医師会と集合契約を締結し、特定保健指導につきましては、医療機関等と協議中とのことでございます。

したがって、本市といたしましては、防府市が保険者である国民健康保険の被保険者の健康診査、保健指導を第一に考えており、他保険については、現時点では対応できないのが現状でございます。

最後に、膨大な健診データの集積・管理についてでございますが、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や、「防府市個人情報保護条例」に基づいて行い、健診データについては、山口県国民健康保険団体連合会が個人情報保護方針に基づき一括管理しており、万全であると考えております。

なお、厚生労働省が平成19年7月に示した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」で、「健診・保健指導機関間の自由で公正な競争」、また「民間の事業者も含めた多様な機関へのアウトソーシング」という方向を打ち出しておりますが、本市といたしましては、被保険者にホームドクターを持っていただくことを考えておりますので、現在のところ、防府医師会に特定健康診査等をお願いしてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長、産業振興部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ペナルティの問題ですけれども、これが一番最大な問題だというふうに思います。

市の、特定健康診査等の実施計画を見ますと、御答弁でもありましたけれども、4年後の2012年には特定健康診査の実施率を65%、それから保健指導の実施率は45%、そしてメタボリックシンドロームの該当者や予備軍の減少率、1割減らすというんですね。10%減。さらにですね、国の方針は、これは7年後の2015年度までに、健康診査のほうの実施率は80%に引き上げるというんですね。それから、保健指導の実施率は60%、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍の減少率は25%にする、こういう計画なんですね。

それで、もし、これらの達成率が低いとされた医療保険には、後期高齢者医療制度に対する支援金の負担を上積みをしていくと、こういう計画なんですね。まことに肥満の方は、肩身の狭い制度だと思われませんか。ほんとに、こういう制度を強行していくということは、大変な問題だというふうに思います。まさに、肥満の方をこのような扱いにして、

同じ保険に加入する全員に連帯責任を負わせている。保険料値上げのペナルティを課す。これそのものは、公的医療保険の役割を変質させる問題だと、指摘をせざるを得ないと思うんですね。

やはり、健診の徹底とか、それから病気の予防の推進、これは当然でありまして、健診の目的は、あくまで受診者の健康を守っていくことでございます。国民に健康を保障する責任がある。これは、やはり憲法25条を引くまでもなく、国に責任があるわけですね。その国が肥満の方などを健康づくりを怠ったと決めつけて、ペナルティを課すとは、本当に本末転倒だというふうに、私は思います。

受診率と、しかも、後期高齢者医療制度への支援金を連動させていく、この仕組みですね、これは、合理的ではないという声、いろんな団体から声が出されております。

それから、考えてみますと、保険者の財政規模に応じて、大変財政が豊かな保険者、そうではない保険者、財政規模によって、この受診率等も強く影響を受けてまいります。やはり、国に対して、こうしたペナルティはきちっとやめるようにと、ぜひ市としても要望していただきたいと思いますが、そのあたりいかがでございましょうか。御答弁、お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は、厚生労働省の一連の保険政策等々につきましては、私も全国市長会の、そちらのほうの委員会の役をちょうだいしておりまして、もう数年前から介護保険導入の段階にもそうございましたけれども、基礎自治体からは、厚生労働省の考え方に対しては、おかしいんじゃないかということは、本当に、説明に来ている厚生労働省の担当者のおり場がなくなるぐらいに、非難ごうごうの声が起こっているわけであります。

機会あるごとに、私も同じような発言をしてきているわけでありまして、これは国において、国の厚生労働政策の一環として定められてきたところでございますので、末端の保険者として、言うべきことは、その都度、厳しく言わせていただき指摘をしているわけでありまして、それ以上ということになると、これはなかなか難しいところでありまして、どうかそこら辺は御理解をいただきたい。言うべきことはちゃんと言い、また懸念されるところは、しっかり指摘もしてきているのが現実であるということを申し上げておきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 市長からは、これまでも言うべきことはきちっと言ってきたと、こういう御回答でございましたけれども、引き続き、今からこの影響が出てくるわけです

から、今後とも、ぜひ、国に対してきちっと物申すということ、続けてやっていただきたいということをお願いいたしておきます。

2番目に、特定保健指導の問題ですね。これは、やはり実費負担でやるという御回答でございました。私も、県内13市の状況を、それぞれ各市に問い合わせてまいりましたけれども、大体、ほとんどのところで無料で、実施方式は直営、委託、いろいろあるんですけれども、無料でやっていこうと。健康診査のほうで、いろいろ問題があるという形で保健指導を受けなくてはならない状況になったときには、きちっと無料でやっていこうという、そういう自治体のほうが多い状況でございました。さらに、検討をしていただきたいということ、お願いを申ししておきます。

それで、保健指導につきましては、この計画で行けば、実施する人の目標は4年後、2012年度には1,460人をやるんだと、こういう計画なんですね。こうしますと、動機づけの支援、あるいは積極的支援を行うということですが、果たして、そのスタッフですね。保健師や、あるいは管理栄養士などの体制というのは十分であるかどうか、大変心配をしております。そのあたり、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 動機付け支援の、積極的支援を行うということの中で、保健師、それから管理栄養士等の体制は十分であるかという御質問でございます。それにつきまして、お答えしたいと思います。

特定保健指導ができるのは、医師、保健師及び管理栄養士に限られておりますので、本年度は2つの医療機関と市の保健センターにおいて実施する予定でございます。

また、本年度の特定保健指導の目標につきましては、実施率10%で139人程度というふうに設定しておりますので、取りあえずは、体制はできていると存じております。今後、対象者が増加する場合も当然想定されるわけで、今後、増やすということになるわけですが、そのときには、防府医師会の協力を得ながら、これに対応できる十分な体制を整えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ありがとうございます。

考えてみますと、健康診断とか、あるいは保健指導というのは、今までの概念からいけば、今後もそうだろうと思うんですけれども、本来、公衆衛生という、こういう形で実施をされていくべき問題だというふうに思います。

受診率等の向上が、受診率が低ければペナルティを課す、ペナルティが課せられれば、

当然、保険料の値上げに連動していくというこの仕組みなんですよ。6月に入りまして、先日も国民健康保険料の通知が各家庭に届いたと思うんですけども、こんなに国民健康保険料、高いのかと、こういう意見が早速、私どものところにも電話がありましたけれども、この国保料を、もう限度を越すような、負担能力の限度を越すような国民健康保険料を、さらに受診率が低ければ上げていくという、この仕組みですね。これに、連動させないように、国庫負担の水準を確保していく必要があると思うんですが、もっと、国に対して、国からの補助を増やせと、こういう声を、市としても出していくべきではないか、こういうふうに思うんですが、いかがでございましょうか。御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 健康診断、それから保健指導につきまして、受診率の向上が保険料の引き上げに連動しないように、国庫負担の水準を確保する必要があるのではないかと。その要望をしていただきたいということでございます。

それにつきまして、私どものほうといたしましても、特定健康診査等につきましては、一応、国庫負担金が3分の1、それから県の負担金が3分の1、残りが市ということでございます。それで、当然、受診率の向上に伴い、保険者の負担が増え、保険料の引き上げにつながりかねないと、当然考えるところでございます。

今後、このあたりにつきまして、市長会等、会をあるごとに通じまして、国庫負担金及び県負担金の増額について、切に要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ありがとうございます。

国に対して、しっかりと要望していくという御回答でございましたので、最後に1つだけ気になる点があるんですが、医療保険に未加入の方、いわゆる生活保護を受けておられる、医療扶助を受けておられる方々につきましては、健康診断、あるいは保健指導について、今後、どのようにやっていくのか。そのあたりを、計画をお尋ねをしたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 生活保護受給者の健康診査、保健指導についてお答えいたします。

まず、制度を周知するために、この3月に、該当する方々に生活保護担当課を通じまして、啓発文書を配布しております。

次に、受診方法ですが、特定健診同様、6月2日から11月29日までの健診期間中

に指定医療機関で受診していただきます。また、健康診査の結果に基づき実施いたします保健指導ですが、市保健センターの保健師及び管理栄養士で行う予定にしております。なお、健康診査、保健指導ともに自己負担金はございません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ありがとうございます。

国が、この制度を導入してきたその狙いというのは、先ほども市長が御答弁されましたように、ひたすら医療給付費の削減でございます。この医療費削減と、自己責任の名で健診の趣旨がゆがめられていく。そして、市民に新たな負担がかかってくるという、この仕組みをぜひ撤回していただけるように、今後とも、市長さん、先頭に国に要望していただきたいということを、改めてお願いを申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 次に、学校図書館の充実について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校図書館の充実についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。そのため、子どもたちが自ら進んで読書ができるよう、学校と教育委員会が学校図書館の環境を整えていくことが必要であります。

まず、人的環境であります司書教諭の配置についてですが、防府市立の小・中学校には、学校図書館法の規定に従い、12学級以上の規模の学校には司書教諭を配置し、11学級以下の規模の学校には教職員組織の中に学校図書館担当者を位置づけ、学校図書館の運営・充実に努めているところです。

議員御指摘のとおり、司書教諭及び学校図書館担当者は教諭の兼務であり、授業やさまざまな教育活動を担当しながらの業務となっており、学校によってはボランティアや教育後援会等の財源による司書補助員を配置しているところもあります。子どもたちの読書活動の充実のためには、司書教諭の専任化等が求められるところですが、現在の教職員定数や財政状況は大変厳しいものがあります。

教育委員会といたしましては、本年7月から、防府図書館の一部業務を民間委託することとしておりますが、学校図書館の役割の重要性にかんがみ、受託業者の司書資格保有者である専門職員を、すべての小学校の学校図書館に月1回程度派遣し、学校図書館の整備・充実への支援をすることができるか、検討を進めているところです。

豊かな人間性と確かな学力を備えた児童・生徒の育成のために、学校図書館の機能を充実し、学校の教育活動に少しでも多く寄与することができるよう、教育委員会といたしましても、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の資料の充実についてのお尋ねにお答えします。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っていると認識しております。特に、今日、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童・生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められている一方、児童・生徒の読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっています。

議員御指摘のとおり、学校図書の実績につきましては、防府市の平成18年度末現在における保有冊数が、公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備目標になっております。学校図書館図書標準冊数に対する充足率は、小学校が約80%、中学校が約70%となっております。

文部科学省では、学校図書館図書の地方財政措置に関する予算措置状況調査を行い、その結果をホームページで公表しております。これによりますと、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額に対する予算措置率の状況では、平成18年度における全国の小・中学校の平均予算措置率は120.7%で、これに対し、本市は146.7%と上回っており、また県内13市においても、3番目に高い予算措置率となっております。また、平成19年度の状況は、全国の平均予算措置率78.0%に対し、本市は96.5%であり、県内13市においては、最も高い予算措置率となっております。

議員御指摘のとおり、学校図書の保有冊数における充足率は、まだ十分とは言えませんが、県内他市よりも手厚い予算措置を行っており、今後も引き続き、学校図書の整備水準を維持しながら、学校図書館の充実を図ると同時に、児童・生徒が図書をしっかり活用するように指導に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

学校図書館、非常に重要でございます。県内でも、あるいはまた全国的にも本当に学校図書館を、これから充実をさせていくという、この課題が大変大きな課題になっているとございまして、例えば、司書の問題につきましては、お隣の周南市では2005年度から司書教諭の補助として、学校図書補助員整備事業が導入をされておまして、図書の修繕とか、あるいは整理とか、ラベル張りなど、19名の学校図書補助員が現在活躍

をされておりますし、また今年度は、新たに学校図書館活用推進研究事業ということで、この事業を実施をして、市内の小学校2つの学校を研究指定モデル校として、専任の司書資格を有する図書館司書を1名ずつ配置をしていく。こういう新たな取り組みがなされているようでございます。

一方、山口市も調べてみましたら、学校図書館整備推進事業、この事業を実施をされておまして、学校図書館の指導員という形で指導員が配置をされております。周南市、あるいは山口市、それぞれにさまざまな課題があるんですけども、そういう課題を抱えながらも図書館活動の充実を図るために努力をされている状況でございます。

私どもは、やはりすべての学校に専任で、しかも専門、正規の学校司書の配置が最も望ましいというふうに考えております。周辺の市の取り組みにも学びながら、やはり子どもたちのために、市独自でも検討できないかということをお願いしたいんですが、先ほど、御答弁の中に若干ありましたけれども、もう少し詳しく、今後の計画につきまして、御答弁を再度お願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ただいま、2市の先進的なお取り組みの御披露をいただきましたが、これから、この先進の市のお取り組みもしっかりと学ばせていただきたいと思っています。

先ほど壇上のほうから申し上げました、7月から防府図書館の一部の業務民間委託ということでございますが、契約の段階で、月1回程度、1回が約3時間ぐらいになるようでございますが、月1回程度でもって、学校を訪問しながら、学校の図書館の環境づくり、図書の整理整頓とか、あるいは分類とか、そういったふうな環境の整備、充実のほうの面におきまして、その力、専門性を発揮していただきたいというふうに考えております。

今現在、何名になるかは委託の問題がありますのでわかりませんが、我々としては複数の方の配置を、ぜひ、お願いしたいというふうに願っているところでございます。

いずれにしても、いろんな方法があると思いますけれども、現在は補助員等の配置は行っておりません。平成16年度の緊急雇用の最終段階のところで終わってしまいましたけれども、この存在の意味は非常にあるわけでございますので、今からいろいろな方法でもって、これにかわるものがありはしないかということで、模索させていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 今、新たな御提案がありましたけれども、もう少し、詳しい状況がわかりませんので、ぜひ、議会に報告をお願いをしたいというふうに思っております。

学校図書館の司書がいるか、いないかで、学校図書館は本当にまるで違ってまいりますので、ぜひ、司書配置をよろしくお願いをしたいと思います。

それから、続きまして質問に入りたいと思いますが、学校図書館法の第4条で、他の学校の学校図書館、あるいは図書館、いわゆる市立図書館ですね、県立図書館もそうですが、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。こういうふうになっておりますけれども、この第4条関係で、今の現状と今後の対策につきまして、検討されていることがございましたら、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 学校図書館と関係機関とのかかわりの問題でございますが、現在、防府図書館を中心としまして、各小・中学校がいろんなかかわりを持っているわけでございますが、図書の充実ということの観点から、防府図書館の図書資料の貸し出し等による連携を続けておまして、現在、小学校で10校、それから中学校で3校が、この図書資料の貸し出し等に積極的にかかわっております。

今後、防府図書館との間の、または学校図書館同士で、図書館の運営に関して、あるいは図書の資料の連携をより一層強めるべく努力してまいりますけれども、要は、子どもたちの読書活動が積極的に展開されますように、それを支援してまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 次に図書の数の問題についてでございますけれども、御答弁の中では、県内でも先進的な状況だというお話でございましたけれども、使用に耐えない、あるいは内容資料、あるいは表記等が古くて、そうした図書はきちんと整理、廃棄されなければなりませんけれども、現在、学校図書館図書標準を達成している学校の数ですね。小・中学校それぞれ何校で、どの程度の割合となっているか、お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

現在、この標準を超えている学校は、小学校で3校、それから中学校は、この充足率で到達している学校はございません。ちなみに、小学校の3校でございますが、1校は128%、それからもう一つは104%、それからもう一校は107%でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 御答弁によりますと、小学校では3校が達成しているということでしたけれども、後の学校は、標準に達成してないわけですね。中学校は、すべての学校でこの図書標準を達成してないわけです。

子どもたちが本をしっかりと読んでいくということが、非常に大事なことでございますけれども、まだまだそれぞれの学校の状況を見ますと、平成5年につくられました、この図書標準をもまだ満たしていない学校がほとんどだということでございますので、ぜひ、今後とも増やしていけるような方向で予算化していただきたいというふうに思います。

その点からいけば、今年度の予算は、昨年度に比べて減額になっているのです。学校図書館の重要性とか、あるいは国が5カ年計画を立てまして、壇上でも申し上げましたように、年200億円ぐらい入れていくという、こういう国が積極的な姿勢を示している中で、新年度、今年度は減額という、こういう状況は、やはり改めていただきたい。もっと積極的な取り組みを求めていきたいと思うんですが、そのあたりどのようにお考えか御答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの充足率の問題を言われましたけれども、壇上のほうからは予算措置率のことを申し上げました。これにつきましては、全国の標準よりはるかに超えたものを措置しておりますけれども、充足率につきましては、古くなった本の処分とか、あるいは子どもたちが十分に読みたくなかったような古ぼけた本等々を廃棄処分としていく量によって、相当の率が変わってまいります。18年度末のことを先ほど申しましたけれども、その年に、ある学校では7,810冊ほど処分している学校があるわけです。残ったのが5,468冊と、なぜこれだけのものが処分されたか。恐らく、古い本がずっとあったものが、やはり統計的な面からいって、それに耐えられないものとか、あるいは子どもたちにとって魅力がないために読めないとか、あるいは傷んでいるとか等々があったんでしょうが、やはり、廃棄処分につきまして、十分な基準なり、あるいは学校の統一的な見解を持って望んでいかないと、7,800というのは、非常に、1年のうちには多過ぎる感じがしますから、こういった廃棄処分のことがありますので、この充足率と、それから予算の措置率の両方を御覧いただきながら、御理解いただきたいと思っています。

ただいまの御質問でございますが、今後とも本市の予算の措置率につきましては、非常に高いものがありますので、学校図書の整備水準を、高い水準を維持しながら、学校図書館の充実を図ってまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ただいま、教育長さんから、今後とも努力をしていくという御回答をいただけたというふうに思います。早期に、少なくとも、この標準を各学校でクリ

アできるように、よろしくお願いをしたいと思います。

また、先ほども申し上げましたように、本が並んだだけの図書館から、機能する生きた図書館に変えていくという、このことが、全国どこでもそうなんですけれども、防府市では問われているのではないかというふうに思いますので、どうしても司書の配置が必要だというふうに思います。ぜひとも、防府市も県内のトップを切って、私どもが望んでいるのは、すべての学校に専任、専門、正規の学校司書の配置、これが望ましいというふうに思っておりますので、ぜひ、その方向に向けて御努力を、お願いをしたいというふうに思います。

図書をはじめとする教育条件の整備、先日も図書とは別のことなのですけれども、教室の机やいすがたがたで、子どもたちがかわいそうだと、こういう御意見も関係者の方から聞きました。ぜひ、防府市の未来を担う子どもたちが、しっかりと学べる環境づくり、これが今問われているような気がいたします。今後とも、御努力のほうを重ねてお願いいたします。この質問については終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 次は、サイクリングターミナルの改修について。産業振興部長。
産業振興部長（阿部 勝正君） サイクリングターミナルの改修について、お答えをいたします。

サイクリングターミナルは、昭和56年に開設し、宿泊、研修、貸自転車の利用を提供しておりますが、建設以来27年が経過し、老朽化が著しく、修繕費用が増加しております。施設の利用者数は開設当時と比較しますと、約6割に減少しておりますが、ここ数年は市内の建設ブームや企業の宿泊、研修等により、利用者数が増加傾向にあり、平成19年度におきましては、利用者数が約7,300人、利用料収入は、開設以来最高の約1,300万円となりました。しかしながら、建設ブームが一段落し、駅周辺にはホテルがオープンするなど宿泊環境の変化もあり、今後の収支はいまだ厳しい状況であるというふうに考えております。

さて、施設の改修の件につきましては、老朽化が著しいことから、昨年、宿泊機能を維持するために必要な部分の改修費用を見積もりを取りました。その結果、約6,500万円の改修費がかかることが判明いたしました。宿泊環境の変化や施設のリニューアルの効用と、今後の収支見通し、これを考えますと、こうした多大な費用をかけた改修は厳しいものであるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、当施設は市内で宿泊のできる唯一の公共施設であり、利用者の一定の需要が見込まれるということから、当面は安全面を最重点に必要な補修を行うとともに、利用者に不快感を与えないように施設の維持管理、メンテナンスを行い、利用に支障のない

運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきますが、サイクリングターミナルの今後の利用のことを考えますと、6,500万円かかるというふうなお話でございましたけれども、全体的に改修の必要性を感じます。

しかし、当面、急ぐことがございます。まず、安全面からいっても、早急に改善しなければならない箇所があると思います。市としては、具体的にどこを、いつごろまでに改善をしていく、この計画をお持ちなのか、そのあたり、具体的に御答弁をいただけたらというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 安全面から、早急に改善すべき箇所、並びに、いつごろ見込んであるかということですが、今、早急に対応しなければいけない箇所については、議員御承知かと思いますが、屋根の下の、いわゆる軒天というのですか、その一部が腐食していることを、確認をいたしております。そういったことから、安全面からも早急に補修を行うという予定でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） そのほかにつきましては、まだ検討中でございますね。

ほかにも、多々ございますので、ぜひ、調査をされまして、よろしくお願いをしたいと思います。

もともとこの施設は、サイクリングが楽しめる宿として利用されてまいりましたけれども、御承知のように、貸自転車が今も約100台、正確には99台置かれてあるわけですが、この館の自転車の利用状況がわかりましたら、どのようになっているか、お答えを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 利用状況ということですが、ここ5年程度は大体年間300台前後で推移をいたしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 当初よりは若干減っている状況だというふうに思いますが、しかし、そうした中でも、これまでも貸自転車を利用して、例えば、天徳寺から玉祖神社を

めぐるコース、あるいは、また天満宮から阿弥陀寺まで行くコースですね。それから、山頭火の小径を通ってソラール、天満宮と回るコース、いろんなコースがあるわけですが、楽しまれてまいりました。

今、私考えるんですが、市ではいわゆる観光交流、回遊拠点施設としての「まちの駅」の構想が進められております。また、自転車そのものも利用がいろいろ見直されてきております。市において、このサイクリングターミナル利用の新たな企画と申しますか、もっとこの利用を促進していくために新たな企画等を考えておられましたら、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） サイクリングコースの新たな企画ということの御質問でございますが、今、山本議員がおっしゃられたのが、たしかうちの市のホームページですか、それにモデルコースとして3通り掲載をいたしております。今、そのほかにもモデルコースを策定をするということで、それらを含めて、パンフレットの作成、またそれに伴いまして、それらを活用して宣伝をしていくということを今、考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 私、このサイクリングターミナルというのは、もっともっと活用できる、そういう利用価値がある公共の宿だというふうに思います。これから、いろんな、「まちの駅」が天満宮下につくられ、そして、ここと、それから各観光施設をつなぐ、このルートの中にぜひ、このサイクリングターミナルの施設も入れていただけたらと、こういう思いがしております。

御答弁にもありましたように、この施設は公共の宿として昭和56年に設置をされたから、既に27年が経過をして老朽化が進んでおります。しかし、やはりほかの市には見られない特徴を持った施設でございますので、今後、御答弁いただいたように、新たな位置づけの中で、さらに施設の役割が発揮できて利用も増やしていくと、こういうことを、私、期待をしたいというふうに思います。

安全な宿であることはもちろん、快適に利用できるように、これはぜひ思い切った予算措置が検討されることが必要だと思いますが、最後にやはり、松浦市長さんに御答弁いただきたいと思うんですが、この施設がこれまで果たしてきた役割、ほんとに、全国からここを尋ねて来られ、特に自転車関係の方々ですね、とってもいい施設だというふうに評判なんですね。この施設をぜひ改修できるように要望したいと思うんですが、市長さんのお考えをお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も、サイクリングターミナルには強い関心を抱いている一人であります。

数年来、低迷をしておりましたので、サイクリングターミナルの活性化ということで、若手職員からいろいろな意見を聞いて、それを実行に移した結果が、今のかなり改善された利用度になってきているというふうに認識をしているところであります。

ただ、競輪の補助事業で、これは当初建築をしておるわけではありますが、いろいろ聞いてみますと、自転車振興会のほうの補助メニューが随分と減ってきておりまして、新たに建設するということに対しては、随分難しいハードルがあるやに聞いているところであります。

個人的には1,000メートルぐらい掘れば温泉も出てくるでしょうし、そういうふうなものもほしいなとか、いろんなことは、またその温泉を試掘するお金を競輪サイドの補助の中でないかということで調査もしたわけですが、それはどうもございませんでした。そんなようなことで、暗中摸索、いろいろな思いを抱きながら、このサイクリングターミナルの今後について、強い関心を抱いているところでありまして、現時点では、部長が答弁したような安全面を考えての改修に、当面全力を尽くしながら、またお客様方へのPRに積極的に努めていきたいと思っておりますので、どうぞ、議会の皆様方も、委員会等でお使いになるときは、ぜひ、サイクリングターミナルをお使いいただきたいと、このことをお願い申し上げたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 以上で、4番、山本議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は16番、平田議員。

〔16番 平田 豊民 登壇〕

16番（平田 豊民君） 防府市の周辺部に住まいおります平田でございます。よろしくお願いたします。

私の住んでおります地域を少し御紹介いたしますと、以前はこの地域にも2軒のガソリンスタンドがございました。昨年でしたか、1軒目のスタンドが廃業、ことしの2月に2軒目が廃業するとのこと、経営者から予告を受けました。慌てました。何せ、ことしの2月は、御存じのように冷え込みが激しゅうございました。暖房の燃料の灯油の配達がなくなるということでございます。特に市内に買い出しのできないお年寄りの世帯はどうしたらよいか、慌てまして市役所にもいろいろ御相談の電話をいたしましたし、あらゆる可能と思われるところにはすべてお願いをいたしました。おかげさまを持ちまして、皆様の御

協力で事なきを得たという結果でございました。安心いたしました。

ということで私の地域には、ガソリンスタンドがありません。スーパーが1軒、散髪屋さんが1軒、酒屋さんが辛くも2軒、JR富海駅は無人駅、JA、農協は金融部門のみ、こうした地域を何と表現したらよろしいのでしょうか。言葉に詰まるありさまであります。議員としては、いたたまれないような、痛切に責任を感じております。ですから、この地域を昔のように、にぎわいを取り戻すためには、とりあえず1人でも多くの人に住んでもらうこと、このことに尽きるのではないかと考えております。

そのために道路課の皆さんの御尽力で、市街化調整区域に4メートル幅員の道路を整備することに、一生懸命、精を出しているわけでございます。そうすればその道路に沿って家が建てられ、家が建てられれば人も増える、人が増えればそれなりに地域として形が整ってくるということでございます。

前置きが長くなってしまいましたが、本論に入ります。

昨年、ことしと合わせて5人の富海小学校の生徒さんが、地域外の中学校に進学なさいました。今まではまず富海中学校に全部進学しておられたのですが、こういうありさまになってまいりました。その上、ことし富海小学校に進学なさった生徒さんは、たったの6人でございます。この6人の生徒さんが、中学校進学のを迎え、その6人のうち何人かが、他校に進学することになったら富海中学校はどうなるか、正直言って私は考えたくありません。しかし、そうも言ってもおられません。あるべき姿を求めるべく、地域も心して学校教育に協力していこうと思います。そういうわけで質問に立ったわけでもありません。

地域と学校が協力している例を一、二、御紹介いたしますと、富海に「富海をホタルの里にする会」というものがございます。山口の一の坂川に源氏ボタルを復活なさった方の御指導を得まして、ことしで10年。ことしの5月末に10周年を祝いまして、「ホタル祭り」をとり行いました。昨年の9年目に当たるとき、驚くほどホタルが二級河川新川に乱舞いたしました。そして、10年目のことしも同様でありました。

こうした状態になりましたのは、地域の生徒さんの協力が大きく働いております。それは、ホタルのえさになるカワニナの採取、そして育ったホタルの幼虫の川への放流、こうした生徒さんの協力があつたからこそであります。そのおかげで10年目のお祝いのできたということでございましょう。理科の勉強にもなったのかとも思っております。

2つ目の例といたしまして、富海では海水浴シーズンを迎えるに当たり、浜辺を清掃する「クリーン作戦」をとり行います。ことしは22回目を迎えますが、ことしの計画、浜辺を6等分いたしまして、各区域に中学3年生をリーダーとして、その下に小学生が従い、

浜の整備・清掃に取りかかる計画になっております。7月1日の午後に行いますが、大人は一切手伝いません。リーダーシップの育成、共同作業の仕方の習得など、学ぶことは多いと思います。

それに9月14日には、地域を巻き込んだ富海小・中合同運動会が行われますが、日曜日のその日、ほかの中学校に進学なさった生徒さんたちは、恐らくこの運動会には、姿をお見せになることはございますまい。運動会を見ることなく、自宅にいることになるということでございます。その生徒さんたちは、どういうことかと申しますと、ただ富海に住んでいるだけ、寝に帰るだけというのが実情ではないかと私は考えております。それで、生徒さんたちは、地域と接触しながら育つべきものではなからうかと信じます。そう思えてなりません。

富海の場合、小・中の校舎の配置が給食調理室を中心として、東隣に中学校、西隣に小学校という配置になっております。小中一貫教育にはうってつけの配置でございます。先生方の交流、生徒さん方の交流も簡単にできるわけでありまして。

地域ももちろん、もろ手を挙げて協力いたします。大規模校では、なし得ない教育効果を上げ得ると信じますし、また、こうしたシステムのもとに、特別支援教育の分野をも担うべきではなからうかと考えております。

壇上からは以上といたします。通告に対するお答えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 16番、平田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議員からの質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、防府市周辺部の学校における児童・生徒数の減少は、地域の活性化の観点からも大きな課題となっております。議員御指摘のとおり、地域コミュニティとの連携を深める学校づくりや、地域の特性を活かした特色ある学校づくりが、今後、さらに重要になると考えております。

質問の通告の中にございました小中一貫教育につきましては、私が数年前から強い感心を寄せているものであります。義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成により、効率的な学習指導と基礎・基本の定着や、発展的な学習の機会を生み出し、特色ある学校づくりを行うものでございます。この制度による小・中学校教員の交流は、指導力の向上とともに、子どもたちの学校生活の安定にもつながるものと思います。

しかし、新たな教育課程の編成や、教職員の定数・配置及び地域・保護者のニーズの把握など、さまざまな問題から小中一貫教育を即座に実施することは難しく、新たに教育特区や研究開発校等の特別の認定が必要となってまいります。

こうした状況の中、本市教育委員会といたしましては、「小中一貫教育に向けた小中連携教育」として、富海小・中学校を2年間の研究指定校として、教育課程の編成や中学校教員が小学校に出向き、専門性の高い教科、英語活動や理科、図工、体育の指導・支援による学力向上について、研究をお願いしておるところであります。

次に、中学校入学時における学校選択の要件についてでございますが、基本的には住民登録地によって就学する学校が決まります。通学区域制度の弾力的運営の要件としましては、学期途中の転居や転居予定、シーサイドスクール事業への参加、昼間留守家庭等、家庭の特別な事情による場合、児童・生徒の心身の障害、いじめ、不登校等、児童・生徒の就学について教育上の配慮を要する場合には、申請に基づき就学学校の変更を許可することとしております。ただ、公立中学校以外の中学校、附属中学校や私立の中学校等に進学する場合は、この限りではございません。

現在、野島小・中学校において、市内全域を通学区域とし、野島の大自然を活用したシーサイドスクール事業を実施しておりますが、通学区域制度の弾力的運用について検討委員会による協議を進めております。

今後、小中一貫教育や特色ある学校づくりを含め、抜本的に学校教育のあり方について、検討するための委員会を立ち上げ、総合的に検討することといたしております。通学区域の弾力化も踏まえ、地域の特色及び少人数の特性を活かした学習指導や、地域の活性化につながる特色ある教育活動を推進し、防府市を担う子どもたちの心身ともに健全な育成と、地域の活性化につながる施策を展開したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 16番、平田議員。

16番（平田 豊民君） ありがとうございます。

このような教育部門、元の中曽根康弘総理大臣が、自分の書いた本に述べておられましたが、総理大臣になっているいろいろのセクションの中で一番手を焼いたのが、今の文科省、元の文部省であったと述べておられますから、そのひそみに倣いますと、なかなかこれを変革するというのは難しいことだろうと、私もその辺は理解をいたしております。

しかしながら、地域が坂を転がるボールのように加速度的にちょっと変化をいたしております。壇上で申しましたように、焦りを感じるところでございます。何とぞ、1日も早くという思いで、今、検討委員会を求め、いろいろ考えてみたいと、検討してみたいというお言葉をいただきました。ぜひとも、そのようにお願いしたいと思っております。

それで一つ、いいか、悪いかは別にいたしまして、地域の特色といたしまして、今、御存じと思いますが、飴村秀子さんという藍染めの大家がおられます。こういう文化の基礎

的要素を担われる方がおられる。それを地域の教育に多少は、組み込んでいくのは可能か。あまりよいことではないかもしれませんが、その辺いかなものでしょう。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 富海地域の実態も、厳しさも御披露いただきましたし、また今、市長のほうからもそれに対応するための教育の見直し、あるいは地域挙げての新しい取り組み等々につきましても御提案を申し上げましたが、学校のほうも、今、真剣に、研究指定校を受けたということで、小学校も中学校もその歩調を合わせて計画をもうつくり上げ、そして2年間の活動に入ろうとしております。

その一環として、やはり地域の方々にその活動に加わっていただきたいという要望もありますので、今の飴村先生などを、この核にしなから、富海の特色を出していかれるのも一つの活性化につながりますし、また、小中一貫に行かないにしても、非常に強い小中連携教育の柱になるんじゃないかなと思っております。

議長（行重 延昭君） 16番、平田議員。

16番（平田 豊民君） ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。

個人ごとになりますが、いろいろ御相談申し上げましたら、お叱りを受けました。「平田さんあなた、藍染めがわかりますか。そういうことを語るには、まず藍染めとは何たるか、それをしっかりと理解してからにしなければなりませんよ」と、おっしゃるとおりでございます。

それで、ちょっと話は変わるんですが、小中一貫教育の場合、ちょっと不明な点がございます。例えば、中学校の先生が小学校へ出向いて授業をする、また逆に小学校の先生が中学校へ出向いて授業をするという場合、免許とか資格とかいう点が、差し替えて舞えるか。それでまた、それを打開する手法があるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 教員の免許制度につきましては、法の改正によりまして、今からいろいろと大きな変化がありますが、当面、小中の交流につきましては、小学校の先生のほうで中学校の先生の免許を副免で持っていらっしゃれば、当然これは、堂々と胸を張って中学校の授業ができますが、中学校の免許だけで小学校のというのは、なかなか難しいので、専科的な扱いがございます。

例えば、中学校で体育の先生がいらっしゃった場合に、これは、体育よりは音楽のほうがいいでしょうかね。中学校の音楽の免許だけしかない方が、小学校に行かれれば、当然これは小学校での専科的な扱いとして授業ができます。だから、それを含めてかなり弾

力的になってきていますので、小から中へ、中から小へと、この交流をしながら、子どもたちにとって幅広い、また、ある場合によっては専門性を帯びた教育を受けられるというふうな時代になってきておりますので、その辺の心配はあまりないと思っています。

要は、先生方の意識がどう変わってくるか、これが大きな課題だし、また、そこにおられます保護者、あるいは地域の方々の御支援がどのくらいあるかによって、この今から研究の2年間で非常に前向きになるのか、あるいは停滞するのか、その辺、差が出ますが、本市も平成12年からこの連携教育の指定をしております、最初は、牟礼小学校と牟礼中学校、その後、大道小学校と大道中学校とやってきまして、このたびの富海小・中の場合は、地域の御事情もありまして、それと絡む中での小中の連携教育、できればその一貫教育に近い状態での教育が展開できるような、今から方向に動いていくといいかなと思っております。

議長（行重 延昭君） 16番、平田議員。

16番（平田 豊民君） ありがとうございます。

ぜひとも、終わりのほうにおっしゃられたこと、実現していただきたいと思います。

最後に、通告とちょっと逸脱いたしますが、教育に対する私の個人的思いでございます。今の社会情勢を見まして、今一番大切なこと、必要なことは生徒さんに純粋な心の感動を与えるということではなからうかなと、そのように感じております。

現在、教育委員会で検討していただいております反射望遠鏡にいたしましても、私個人的な話で恐縮ですが、私がこだわり続けておりますのは、私が中学1年生の夏休みに理科の先生に、「夕方学校においでなさい、惑星を見せてあげよう」。本当、ちゃちな望遠鏡でございましたが土星を見せていただきました。そのとき本当、その土星のリングの鮮やかさ、今の望遠鏡で見たら、もうそんなものじゃなかったです。本当、私にとっては、鮮やかな何十年も経っておりますが、今日におきましても、まぶたに焼きついて離れないのであります。

こうした感動が、いろいろな分野にあると思います。この感動が一つずつ積み重なることによって、生徒さんたちにいろいろと報道される不祥事を、その生徒さんたちが、成すことはなからうと考えるからでございます。やはり、感動がその人を支えるのではなからうかなと。

一番大切なものは、生徒さんたちの心でありましょうから、皆様方におかれましては、その点を十分配慮の上、生徒さんたちに純粋な感動を与える教育というものに、邁進していただけたらと願っております。

以上で、私の質問を終わりといたします。

議長（行重 延昭君） 以上で、16番、平田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は22番、山下議員。

〔22番 山下 和明君 登壇〕

22番（山下 和明君） 最後の登壇となりました。スピーディに質問いたします。答弁のほうもよろしくお願い申し上げます。それでは、通告の順に従いまして、壇上より質問をいたします。

最初に道路行政について質問いたします。

御承知のことではありますが、6月1日から改正された道路交通法が施行されたのに伴い、自動車、自転車の交通ルールが大きく変わりました。

警察庁によると、2007年の交通死亡者数は5,744人と、54年ぶりに6,000人を割りましたが、自転車対歩行者の事故発生件数は、10年前の4.5倍の2,856件に増えております。全国の自転車事故は17万1,018件、ここ3年間では減少傾向にあるものの、交通事故全体に占める自転車事故の割合は、20.5%と増加傾向にあります。また、防府署管内の自転車対車両の事故件数は、年間110件から140件発生しております。

このたびの自転車に関する主な改正点は、通行区分が見直され、歩道走行の要件が明確になりました。自転車は道交法上、軽車両と規定されているため、歩道と車両がある道路では、原則車道を走らなければなりません。歩道の通行が許されるのは、通行可能とする道路標識などがある場合のみです。改正後もこのルールは変わりません。

変更されるのは、歩道、通行が許される例外の中に、道路標識がある場合に加え、13歳未満の児童と70歳以上の高齢者、身体障害者については、標識がない場合も歩道通行が可能となりました。また、交通量が多い、車両が狭い、路上駐車で通行が妨げられるなどの状況によって、自転車の通行の安全が確保できない場合も歩道を通行できるようになりました。

さらに幅の広い道路では、白線やカラー舗装などで表示してある普通自転車通行指定部分では、付近の歩行者がいない場合、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行可とし、歩行者もこの指定部分をできるだけ避けて通行するよう、注意を促しています。

さらに、児童・幼児が自転車に乗る場合は、保護者が乗車用ヘルメットを着用させる努力義務が課せられました。

一方、警察庁は、同法の施行に伴い、交通安全教育の基本となる教則を30年ぶりに改正し、携帯電話や傘の使用による片手運転、ヘッドホンを使用した運転など、周囲の交通

状態に対する注意が不十分な状態である運転をやめるよう規定しました。これらの行為には罰則は設けられていませんが、悪質で危険な行為には、道交法上の懲役や罰金が適用される場合もあります。

そこでお尋ねします。

1点目は、防府市は平野が広く、自転車を手軽に利用できる地形であります。また、健康志向や環境意識の広がり、そして、高齢化社会を見据えれば、自動車から手軽な自転車を使用した移動手段が変わってきます。ますます自転車を利用する方も増えてまいります。

道交法改正によって、自転車で安全に通行できる歩道の整備、改善、及び自転車専用空間、詳しく言えば、路面に青色塗装をし、安全策で車道と歩道を分離するような仕組みの設置、整備が求められますが、今後の対応策についてお伺いいたします。

2点目は、県道主要地方道防府環状線の旧カネボウ正門から、ロックシティ防府に至る間の歩道整備についてであります。この件につきましては、昨年12月議会でこの付近の同防府環状線の安全対策について、深田議員より質問がされた部分であります。

本年3月に開店したロックシティ防府は、特に土曜日、日曜日、休日には多くの来店があり、その後、隣接してパチンコ店も開店し、車両や自転車の交通量が増し、歩行者も以前と比べ多くなっております。その分、交通安全が危惧されるところであります。

交通アクセスの主要道路は、県道防府環状線ではありますが、旧カネボウ正門からロックシティの間の車道は広くもなく、歩道部分については、その間電柱が18本立ち、歩道の現状幅は1メートル40センチ前後ですが、縁石があるため、電柱箇所では広い所で90センチ、狭い箇所では55センチの歩道幅となっております。また、路肩には水路幅2メートル、深さ1メートル30センチの水路が流れており、さくがないため、歩行者と自転車、自転車と自転車が交差するにも非常に危険な状態であります。

前段申し上げましたように、道交法改正に伴い、子ども、高齢者が歩道を走行できることとなりました。早い時期に整備、改善を含めた安全対策を強く県に対し求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、市民からの道路に関する整備、改善要望への対応についてであります。

道路行政の目的は、道路整備と機能の円滑を図り、生活の利便性に貢献をしていくという重要な分野であります。同質問につきましては、平成18年6月議会で、道路維持管理費の拡充について取り上げたところです。その後、19年、20年度の土木費、道路維持費が増額され、過去に提出された陳情、要望についても整理がなされたと伺っております。その対応、御努力に感謝申し上げます。

この分野は市民からの要望も多く、その年度の予算内で維持補修、工事等で処理してい

くことは非常に困難であることも承知いたしております。

前回の質問に対し、松浦市長は、「市内全体の道路行政の観点から、公平性を欠かぬよう、順次整備、改善をしたい」との発言をいただいております。また、地区懇談会で上がってきている事柄については、「かなり優先順位が高いものになっているのではないかと、このように思っております」と発言されています。しかし、多くは地区懇談会とは別の立場から提出され、要望を受理している場合が多いと思われま

す。そこでお尋ねいたします。

住民からの要望書、陳情書が提出され、受けた場合には、必ず中間報告を定期的にお願

いしたいのであります。要望、陳情書を提出することは、その代表者なり提出者には、責任が生じていることをもう一度認識していただきたいのであります。

庁内の部署によっては、出向いて、関係者に会って、説明なり中間報告をしている事柄を見受けます。確かに道路維持管理については要望件数も多く、物によっては年数を要する工事もあるかとは思

います。公平性を持ち、順次整備、改善をしていく立場からして、できれば代表者に1年ごとを目安に、中間報告という対応はできないものか、お伺いいたします。

もう1点は、道路に関する住民からの安全、改善要望、陳情について、平成19年度以前に提出されている未着手の件数と、それに対応するにはどの程度の財源が必要なのか、

また、現予算で消化していくと、何年ほど待っていただかないといけないのか、あわせてお伺いいたします。

次に、消防行政についてであります。住宅用火災警報器設置に関する質問であります。

消防庁の調べでは、平成19年における総出火件数は5万4,579件、前年に比べると1,303件の増加にあり、これはおおよそ1日当たり150件の火災数となり、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。また、住宅火災による死者数は、1,152人となり、前年と比較すると35人の減少ですが、このうち685人、約60%は65歳以上の高齢者であります。平成19年の防府市建物火災は28件、前年より4件増で、死者数は4人となっております。

このような状況を踏まえ、平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持を義務づける旨の消防法の改正が行われました。新築の住宅については、平成18年6月1日から、既存の住宅については、平成20年6月から平成23年6月までの間で、市町村条例に定める日からそれぞれ義務化が適用開始となります。防府市では、平成17年6月議会で、防府市火災予防条例の一部を改正し、平成23年5月31日まで適用しないこととしております。

多くの犠牲者は高齢者です。住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器の設置、維持義務が適用開始されることを待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要となります。また、報道機関や広報紙等と連携して普及啓発活動を図り、住宅火災で亡くなる方を1人でも減らすために、住宅防火対策を徹底する必要があります。そこで、お尋ねいたします。

1点目は、現在の住宅用火災警報器設置の世帯普及率は、どの程度まで推進されているのか。あわせて平成23年5月31日までの世帯普及率については、具体的な設置目標を定めておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、設置目標に対し、住宅用火災警報器設置に関する広報・普及・啓発活動についての取り組みはどうであったのか。そして、今後の早期設置促進活動の積極的な対応はどうか、お伺いいたします。

3点目は、市営住宅での設置状況はどうか、お伺いいたします。

4点目は、聴覚障害者や耳の遠い高齢者への対応はどうか、お伺いいたします。

5点目は、住宅用火災警報器設置助成制度についてであります。対象となる方は65歳以上のひとり暮らしの高齢者等及びひとり暮らしで身体障害者手帳1級、もしくは2級を所有されている方で、助成額は1台につき3,000円が上限となっており詳しくは省きますが、同制度の対象となる方において、設置費用の一部を助成できることを知っておられない方もおられますが、同助成制度の啓発活動、情報提供の取り組みについてはどうされているのか。あわせて助成制度の利用状況はどうか、お伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、道路行政についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、改正道路交通法施行に伴う自転車専用空間及び歩道の整備についての御質問でございますが、道路交通法改正により、自転車が歩道を通行できる条件が法的に明確にされたところであり、歩行者と自転車による接触事故等がないよう、両者の安全な通行を図る上で、歩道と自転車道の整備は重要なことと考えております。

しかしながら、現在の市道において、道路構造令に規定されている基準により、車道幅員を確保しつつ、歩道、自転車道を整備できる市道は、防府駅周辺の一部を除いて、ないのが実情でございますので、歩道、自転車道の安全な通行と整備のあり方について、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の旧カネボウ正門からロックシティ防府の歩道の整備の御質問でございます。

すが、この防府環状線（県道５８号線）につきましては、ロックシティ防府のオープンにより利用者は増えている状況でありまして、歩行者の安全を確保するために、山口県道路管理者に歩道整備を強く要望してまいりたいと存じます。

最後に、３点目の市民からの道路に関する整備、改善要望への対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、関係者への中間報告でございますが、陳情・要望の緊急性、安全性、利便性、財源等を総合的に判断し、事業を進めている中での中間報告は、なかなか難しいところもありますが、陳情・要望された現況を明確にし、透明性を図ることは極めて大切なことであると認識しておりますので、折々に中間報告が実行できるよう、心がけてまいりたいと存じます。

次に、未着手の件数と財源でございますが、平成１９年度以前に提出されている陳情・要望の未着手件数は２８０件でございます。また、これらの整備を要する経費は、現時点で大まかな金額は把握しておりますが、単純に計算した場合、整備完了までには約１０年の期間を要する見込みでございます。

残余の御質問につきましては、消防長、土木都市建設部長、健康福祉部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） ２２番、山下議員。

２２番（山下 和明君） それでは再質問ということで、よろしく願いいたします。

まず１点目の歩道整備及び自転車専用空間について、自転車専用空間については、防府駅周辺で研究、対応していきたいというようなことだったと思いますが、自転車対歩行者の事故が急増しておるわけでありまして、これは、自転車というのは、要するに使い方を誤ると、大変な危険な乗り物になるということで、このたびのルール改正になったわけがありますので、歩道整備については計画的に、いわば歩道整備をやっていくというか、要するに前向きな考え方で対応をお願いしたいというふうに思います。ああせえ、こうせえと言ってもなかなか難しいと思いますけども、具体的には後で申しますけれども。

それと、自転車専用空間についても、今、防府駅周辺というようなお話もありました。ということで、そういった箇所をリストアップしていただいて、こういった空間についても中・長期展望に立っていただいて、整備もぜひお願いをしたい。今後、必要になろうかというふうに思います。

次に、例の防府環状線、カネボウ正門からロックシティに至る、これは今年の１２月、同僚議員が質問しておりますけれども、今また県のほうへ強く要望という感じの話でしたが、その質問に対して、今まで県に対してどういう働き、また働きかけ、対応、向こうは

どうだったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、お答えいたします。

防府市からの要望に対する県の状況ということでございますが、県に対しましては、口頭並びにいろいろなところでこの要望についてはしております。正式な文書回答はいただいておりませんが、口頭では、県の内部で、今、検討してあるというような回答は得ております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 部長なりどなたか、この現地に行かれて、調査をされたでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 私は近くに住んでおりますので、この歩道については非常に認識しているつもりでございます。これについて、確かに電柱が歩道を占用しているという現状も把握しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） あの通りは、以前はそんなに交通量、また、車道を自転車が走っても、優に走ることができました。しかし、3月以降、交通量は大幅に増え、車道を走れるような状況ではありません。縁石があって、電柱が立って55センチ、部長は自信を持って、その間を自転車で通れますか。ちょっと私は自信がありませんね。その横には河川があります。子どもが落ちますよ、あれ。使うのは防府市民であります。防府住民でありますので、私は強く県に対して、自分のごとく、自分の子どもたちがもし通ったらどうですか。そういう気持ちで、対応をお願いしたいと思います。

それともう1点、この周辺で事故等の情報があれば、お聞かせください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） この周辺での事故の状況ということで、報告を受けている案件といたしましては、このたびロックシティの入り口付近で、バイクを走行された周南市のほうの方が、水路に転落されて亡くなられたということは認識しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） いわば環境も大きく変わりがして、この状態は大きな事故が

発生することも十分に考えられる区間であろうかと思しますので、利用しているのは市民であるということに間違いありませんので、もう一度申します。早い時期に整備・改善を含めた強い要望を、安心・安全な対応のできるように、強く県のほうに要望をお願いしたいと思えます。

次に、3点目の道路に関する整備、改善要望への対応についてであります。今、中間報告につきましては、難しいところもあるけれども、実行していきたいということでありましたが、この件につきましては、陳情書の取り扱いについては平成18年の6月議会でも、いわばこういった陳情を受けて、そのまま放置するということは住民の不信、または苦情になって市当局へ、また、提出した方々に返ってくるのだということで、当時、中間報告ということをお願いし、まだそれが実施されていないもので、またこのたびお願いをするところであります。

課長以上で構成する地区担当職員ですか、こういった方々を活用して報告なり、1年ごとに中間報告ということで対応できないものか、どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 陳情の中間報告の件でございますが、今回の議会の初日でございますが、藤本議員からも側溝の陳情の件でお話がありまして、現在、この中間報告につきまして、その代表者の方等に対して報告の方向で、どういう報告が一番いいのかということも検討させていただいて、実施に向けて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） どういう方法がいいのか検討をされるということで、要するに定期的に中間報告をしていくということなわけでありませぬ。その方法として、今、担当地区の職員がおるわけでありませぬので、こういった活用も一つの方法ではなからうかということで、お聞きしたわけでありませぬ。これは前向きに対応していただけるというふうには受けとめさせていただきたいと思えます。

先ほど、もう1点の、市民から、いわば道路に関する要望・陳情について、平成19年度以前に提示された未着手のケースが280件残っておるということで、それに対応する財源は、大まかであるが10年の期間を要するというか、言われたわけですが、先ほどの土木費、例の道路維持管理費ですか、これが平成20年では2億何がしかぐらいの予算が計上されておりますが、それ掛ける10年というふうには計算してもいいのか。もう少しこれをはっきり、この280件を処理していこうとすれば、どれだけの金額を要するのか、

明確に示していただきたい。

それと、いわばどの程度、道路に関する要望については待っていただかなければならないのか、その辺をもう少し具体的に示していただけたらと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 残事業の未処理件数 280 件の財源がどれくらいかかるかということですが、これもあくまでも概算と申しますか、現地を直接詳細にはかったわけではございませんので、あくまでも概算ということでお聞き願えればと思っております。

280 件の総額は、約 38 億円が必要になると思っております。この中で非常に大部分を占めるのが拡幅要望でございます。道路の拡幅要望が非常にその中で多く費用を要するというので、それを消化するということになりまして、先ほども答弁いたしましたように、10 年程度かかるということでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22 番、山下議員。

22 番（山下 和明君） 10 年の期間を要するというので、いわば 38 億円、未着手部分を着手し、やろうと思えば財源が要するというので、かなりの年数を待っていただかないとなかなかできないなということで、緊急性のある所が優先されるのですが、しかし、2 年前、私の質問に対して、もっとどう言うんですか、その要望・陳情に対して、かなり対応がテキパキできているような内容でありました。

例えば、平成元年から平成 17 年、この間、17 年の間ですね、この陳情処理率は約 7 割と、このように当時の土木都市建設部長が答弁しておられるわけでありまして。その中で一番古い要望については、平成 8 年度であると。それとか、未着手について、住民から出た陳情に対して積み残されたものについて、これを対応していこうとすれば、どの程度の財源が必要なのか。この答弁に、未着手部分については、正確な数字ではないと前置きをされ、総額約 5 億円程度と試算しておるといように答弁をされておられます。その間、いろいろ整理されたのでしょ。とは言いながら、かなり大幅な未着手部分が、この 2 年間で生じているということが、2 年前とうかがえるわけでありまして。

市長さんに、ちょっとこれは要望ということか、もしお答えがいただければですが、しかし、待つにも限度があるわけでありまして、また、工事単価も上がっているということもわかります。できれば、政治的判断というのでしょうか、特別予算を組んで処理を早めていくというお考えはないのか、どうでしょう。これも要望ということなのですが、どうでしょう。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、現況どうなっているかということについての報告は、少なくとも早急に出すべきであると、このように私は強く思っているところでありまして、そのように強く指示をいたしております。

それから、緊急性、おたくのこの局面よりも、そういう局面があるのだと、そちらを急がざるを得ないのだということも説明していく必要が、当然私はあると思います。それで御理解をいただいて、御協力をいただいて、優先順位を定めていくということについて、まずは担当者がそういう意欲を持たないことには、まあ、そのうち何とかなるだろうというような形で、ルーティン作業の中で流れていくようなことであつたのでは、いつまでたっても私はちががあかないと思いますので、特別予算を組むよりも、もっと以前の段階で、特別にそういう関係の担当者の意識を強く変革させることを促すことから、入らなくてはならないのではないかとさえ、私は感じているところであります。

どうか緊急性ということは、当面、市民の生命、身体に及ぶ事柄が優先されていくに違いないというふうに考えるわけでございます。そういう優先順位を早急につけて、そして、これは地区担当員云々の段階ではなくて、それぞれの役割の仕事の段階であると思っておりますので、河川なり、道路なり、それぞれの職分の中で説明責任を全うしながら、改善に努めさせていきたいと、そういう意味での特別な意識は大いに持っておりますことを、申し上げておきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 今、市長が申されたようなことであれば、きちんと優先順位が明確で、その裏付けのある説明があれば、住民の方は安心されるわけであります。それは当然だと思います。

今、言われたように心がけるといふか、実行をされるようお願いをしたいと。それと、やはり今の金額を見ても、かなりの大きな金額になりますので、どこかで処理を早めていかないと、やはり待つにも限度があるというふうに私は思います。

この項については以上です。

議長（行重 延昭君） 次は、消防行政について、消防長。

消防長（武村 一郎君） 現在の住宅用火災警報器設置の世帯普及率と、平成23年5月31日までの世帯普及目標についてお答えをいたします。

まず、新築住宅における設置状況でございますが、法改正後は、建築確認申請の際に、住宅用火災警報器の設置計画について、審査及び設置確認が行われておりますので、平成18年6月1日から平成20年4月末現在の設置状況ではございますが、市及び指定確認

検査機関の完了検査戸数は505件でございました。

次に、既存の住宅についての設置状況でございますが、新築の住宅のような審査や設置する旨の届け出制度がございませんので、詳細の数は把握できてはおりませんが、当消防本部が平成19年度の春・秋の全国火災予防運動期間中実施いたしました、65歳以上のひとり暮らし世帯の防火診断での調査では、1,027件中149件設置されておりました。

今後におきましても、住宅用火災警報器の設置につきましては、市の広報紙、ホームページ等への掲載はもとより、防火指導、講習会や地域の集会など、あらゆる機会をとらえまして、普及・啓発に努めたいと考えております。

また、総務省が本年9月末に実施いたします、住宅・土地統計調査におきまして、住宅用火災警報器の設置状況が調査項目に追加されましたことから、おおむねの設置状況が把握できるものと考えております。

平成23年5月31日までの世帯普及目標でございますが、御存じのとおり、平成23年6月1日現在未設置の場合は、火災予防条例違反となりますので、違反状態をなくし、住宅火災により犠牲となられる方を根絶するためにも、100%設置を目指して、消防業務に邁進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） では、私のほうから市営住宅への火災警報器設置状況についてお答えいたします。

市営住宅は、現在2,132戸を管理しておりますが、火災警報器の設置につきましては、平成19年度から平成22年度までの4年間で、すべての住宅に設置をする計画で対応しており、ちなみに平成19年度には、松原住宅の128戸をはじめ、合計で487戸の住宅に設置し、20年度は田島住宅ほか5住宅で約500戸設置する計画であり、本年度末の進捗率は約46%となります。今後も計画どおり設置できるよう、対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） それから、続いて2番目の住宅用火災警報器設置に関する広報・普及・啓発活動の取り組みと、今後の対応についてお答えいたします。

ケーブルテレビへのCMテープの放映及び番組出演、FMラジオの番組出演、各自治会へのチラシの回覧等で、市民へ幅広く周知徹底を図り、また、市の広報紙、ホームページ

への掲載はもとより、消防本部で実施する各種の講習、地域の集会などにも積極的に出向き、消防団、婦人防火クラブ等、幅広い地域の協力も得まして、周知徹底に努めているところでございます。

今後は市内全世帯に住宅用火災警報器のチラシを配布する等の方策を検討するとともに、住宅用火災警報器のさらなる設置促進に向けて、あらゆる機会を通して、きめ細かい対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 聴覚障害者や耳の遠い高齢者への対応についてお答えいたします。

聴覚障害者の方を対象とした火災警報器の設置につきましては、重度の障害を持っておられる方について、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の中で補助の対象としております。

その補助対象の火災警報器は、本体と聴覚障害者用屋内信号装置を組み合わせ、震動や表示により火災を知らせるものや、音と震動、光と表示により火災を知らせるもの等がございます。

この設置費用につきましては、機種や設置台数等により異なりますが、警報器本体と屋内信号装置をセットで設置される場合、10万円程度の費用がかかりますが、このうち9割を補助することといたしております。

次に、住宅用火災警報器設置助成制度についてお答えいたします。

防府市では独自の施策として、平成19年4月より、高齢者の方々が安心・安全に暮らすことができるよう、設置費用の一部を助成しております。対象となる方は、市内に居住されている満65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、ひとり暮らしの重度身体障害者の方でございます。

助成対象となる火災警報器は、日本消防検定協会鑑定品であるNSマークの表示がある、煙式住宅用火災警報器でございます。寝室が1階にある場合は寝室に1台、2階以上に寝室がある場合は、寝室に1台と階段に1台の計2台といたしております。助成額につきましては、1台につき3,000円を限度とさせていただいております。

この事業の啓発活動といたしましては、昨年4月1日号の市広報に掲載するとともに、地域とのつながりが深い民生委員児童委員さんにも御協力いただいて、啓発に努めているところでございます。

また、事業を防府市社会福祉協議会に委託しておりますので、社会福祉協議会のホーム

ページや社協だよりをはじめ、ふれあいサロンを開催した折にもPRに努めていただいております。

本年度の啓発活動といたしまして、7月15日号の市広報への掲載や消防庁舎外壁の電光表示板を活用してのPRに努めてまいりたいと考えております。

最後に、平成19年度の利用実績でございますが、事業の開始年度にもかかわらず、219台が設置されております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） では、再質問いたします。

最初の1点目の世帯普及率、この数字についてははっきりしたというか、大まかな数字もまだつかんで 実態、要するに火災警報器の設置しておられる状況というか、これが先ほどでは9月末に総務省が行う住宅・土地統計調査、これをもって把握ができるということだと思いますが、実態というのは、この調査をかけていつごろ把握できるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 国の調査ですか。その回答は、今のところいついただけるかというのは聞いておりません。ただ、9月末ごろから始められると。それで項目が追加されたというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） そうしますと、先ほど23年6月以降というものは、これは条例で決めていますので、設置していない世帯については、これは条例違反が生じるということになりますよね。

いわばこういったある時期というか、程度の実態というものをつかんでおかないと、適切な啓発活動というものが果たしてやれるものかどうか。目標は当然ここまで100%、条例違反はしたくない。それは100%持っていきたい。だけでも、現状、今どれほどの程度、今、防府市の世帯の設置がされているのか。この数字がなくしてこういった活動というものは、本当に効果があるのかなという気がするわけですが、消防長、どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 議員がおっしゃるとおりです。当初この制度が始まって、我々仕事をしていく中で、議員が今おっしゃられるように、どうやって確認しようかと。

新築については、先ほど申し上げましたとおり、確認ができる方法があるわけですが、何しろ個人の住宅ということでございますし、自分の身を守るために法で規制されて、条例で規制されたということでもありますので、あくまでも私ども消防とすれば、この火災警報器の必要性、また有効性、こういったことをあらゆる機会をとらえて、この辺を御指導して理解していただくと。今はそれに邁進しておる、一生懸命やっておるということで、議員がおっしゃられるように、確かにどれぐらい普及されておるのか、どこに設置されておるといのは、我々も知りたいところでございますけども、個人の住宅ということでございますので、なかなかその辺が困難な状態でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） もとを正せば法改正をした総務省消防庁ですか、本来ここから早い時期に実態調査を依頼をするというのが、本来のあるべき姿ではないかなと思います。市の責任としても条例を設置したわけですから、その実態というものを把握していくのも、これも責務ではなからうかというふうに思うわけであります。

周知していくにも期間を要します。私が心配しますのは、例えば、平成22年ごろになって、いや、実態がわかりました。まだ3割、4割程度ですと。あと残りが6割ですというふうになって、1年で対応というのは非常に厳しいわけでありますので、早目の積極的な、この普及・啓発活動については、対応をお願いしたいところであります。

3点目の市営住宅の設置状況についてであります。これは、当然条例で定めた期間の中で設置をしていかれるわけでありますが、できるものなら、早い時期に設置を完了していただきたいと思えます。こういった行為が、その周辺に住んでおられる方々、周辺におられる世帯に波及効果、要するにそういう行為が普及啓発につながっていくというふうに思えますので、そういった一翼を、市営住宅の設置についてもお考えをしていただきたいというふうに思えます。

4点目の聴覚障害の方ですが、これはたしか手帳が2級の重度の方が対象ということで、本来10万円かかるけれども、9万円は支援をしているよということでありましたが、なぜ手帳が2級の方が対象となっているのか、お伺いします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） これは国庫補助事業の対象になっておりまして、国の定める要綱、これは重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱によりまして、1級、2級の方が重度障害者として対象になっているものでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番(山下 和明君) 2級、3級、4級の聴覚障害の方で、機能の違いというものはどうでしょうか。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) まず、聴覚障害は2級からでございます。ただ、ほかの障害と合わせて、例えばほかの身体障害者で2級があるような場合は、合わせて1級というふうになりますので、聴覚障害を持っている方は1級からあるのはあるのですが、1、2級の聴覚障害だけを見ますと、同じでございます。

この表現が、両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上の者というふうになっておりますが、これではよくわからないので、基本的には両耳が全く聞こえないというのが1、2級の方でございます。3級が、両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者、これもよくわからないので、これは耳もとに接して大声を上げなければ聞こえないと、このような方が3級でございます。

それと、詳しく言いますと、少々お待ちください。あと、4級もそれぞれそういうデシベルがございまして、等級が決まっております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 22番、山下議員。

22番(山下 和明君) 今、申されたように、聴覚障害は1級がありませんので、2級からということで、2級が対象、これは100デシベル以上の者。3級は今、90デシベル、4級が80デシベル以上と。消防長、聞きませんけれど、先般ちょっと消防関係者にNSマーク、日本消防検定協会が出しているNSマーク、要するに認定が出たもの、これは1メートル離れた所で70デシベル以上、1分間、これは基準だそうです。そうしますと、3級、4級の方も聞こえないですよ。しかも、天井2メートル40センチ、横になる。かなり距離があるわけでありますので、それを考えれば2級だけではなく、3級、4級の方も対象にしてもおかしくはないというふうに考えるわけでありますので、その辺について検討をよろしくお願いをしたいと思います。

5点目の住宅用火災警報器設置の助成制度についてであります。この制度は大変評価のできる助成制度だと思います。もっとどう言うのでしょうか、情報提供に力を入れていただきたいと思います。1台5,000円ぐらいしました。その5,000円の、やはり3,000円が軽減できるわけですので、非常にいい制度だと思いますので、力を入れていただきたいと思います。

最後に消防長にお伺いいたしますが、今、共同購入というのが消防庁のほうはかなり、どう言うのですか、推奨しております。京都市なんかこの共同購入ということで、かな

りの効果を出しております。本当、市内全域の自主防災組織を使って、一気に18年、19年で詳しくは申しませんが、取り組みの効果が出ています。これについてどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 共同購入についてお答えをいたします。

本市におきましても、昨年度、植松地区の前開作自治会におきまして、共同購入を実施され、設置率は100%近い成果を挙げているところもございますことから、このような事例を自治会等、各種団体にお知らせをし、さらなる設置促進に向け、共同購入について推奨してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 最後であります。我が家はどうかと、我が家はどうかと。そろそろ準備をしていかないといけないのではないかというふうに感じてもらったらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、22番、山下議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、6月27日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

午後3時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年6月19日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 原 田 洋 介

防府市議会 議員 横 田 和 雄

防府市議会 議員 深 田 慎 治